

本日の会議に付した事件

令和2年第3回山元町議会定例会（第2日目）

令和2年9月1日（火）午前10時

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前10時00分 開 議

議 長（岩佐哲也君）ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（岩佐哲也君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定により、2番橋元伸一君、3番岩佐秀一君を指名します。

議 長（岩佐哲也君）日程第2．一般質問を行います。

一般質問の質問時間は、山元町議会先例94番により40分以内とし、同96番により通告順に発言を許します。

なお、山元町議会基本条例第6条の規定により、原則一問一答です。質問は論点を整理して簡明に、そして通告外にわたらないよう注意して質問されるようお願いいたします。

また、答弁も簡明にされますようお願いいたします。

議 長（岩佐哲也君）6番高橋真理子君の質問を許します。高橋真理子君、登壇願います。

6番（高橋真理子君）はい、議長。6番高橋真理子でございます。令和2年第3回山元町議会定例会におきまして一般質問を行います。大綱3件、細目6件の一般質問です。

先頃、安倍首相が健康を崩され、辞意を表明し、退陣されることになりました。本町の齋藤町長にはくれぐれも健康には留意され、職務に当たられますよう望みます。

それでは、大綱1、情報通信技術ICT化の推進についてです。

その細目1件目です。令和2年7月17日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2020において、新型コロナウイルス感染症の拡大により浮き彫りとなった課題、リスク、取組の遅れのうち、行政分野におけるデジタル化、オンライン化の遅れが指摘されています。今後、町が取り組むべきICT化の方向性とその取組と連動したICT化推進部門を町組織の中に設置する考えはないかをお聞きします。

2019年5月に通称デジタル手続法の一部を改正する法律が施行されました。これはパソコンやスマートフォンなどを利用してオンラインでできるようにするなど利便性を高め、行政の効率化につなげることを目的としたものです。行政のデジタル化においては、国は15年度から19年度まで3兆2,100億円もの情報システム関係予算をかけ、取り組んできましたが、さきの国民に一律10万円支給のオンライン申請な

どにトラブルが発生し、運用ができなかったことにも、デジタル化の遅れが明らかになりました。政府は危機感を持って、この1年を集中改革期間とし、年内にデジタル化などの実行計画を策定し、断固たる意志を持って実行するとし、10年かかる変革を一気に進める方針です。ポストコロナ時代を見据えて、国では行政のデジタル化を進め、マイナンバー推進のほか押印の見直しなど業務の効率化を図り、それを契機に行政サービスの内容や提供方法、行政組織の在り方などを刷新するとともに、社会的課題の解決を進め、安全安心かつ公平公正で豊かな社会を目指すとしています。

教育の分野では、2022年度までの実施予定だったICT化を、文科省が計画を前倒しし、我が町も推奨に合わせ、小中学生一人一人にタブレット端末が配備されることになりました。

ICTはおよそ30年前から大きく発展し、私たちの暮らしにとって、とってもし身近な存在になりました。今も急速なスピードで発展しており、その発展は少子高齢化や人口減少に伴う様々な社会現象の解決に寄与できると言われています。我が町は県内でも早い段階から少子高齢化、人口減少が進んでいる町です。誰もが暮らしやすい社会を目指して、行政の仕事を迅速に効率的に取り組み、行政サービスの向上を図るためにも町組織の中にICT化推進部門を設置する考えはないかをお聞きいたします。

続いて、細目2件目です。当町の高齢者及び障害者がICTに触れ、学んでいる状況と、今後の環境整備の方向性並びにデジタル活用支援員の仕組みを構築する考えはないかを伺います。

国の閣議決定の中でも、ITの浸透が人々の生活をあらゆる面でよい方向に変化させるとしたデジタルトランスフォーメーションの推進を挙げています。先日、NHKのテレビニュースでもこちらに関しては詳しく説明されていました。ICTの進展に高齢者及び障害者が取り残されないよう、デジタル活用の恩恵を享受し、生き生きと豊かな生活を送れるようICT機器を利活用し、より豊かな生活を送ることができるようにすることが必要です。

このため、高齢者などが身近な場所で身近な人からICT機器やサービスの利用方法を学ぶことができる環境づくりを推進するデジタル活用支援員の仕組みを構築する考えはないでしょうか。これまでの情報通信技術、ICTを振り返ってみますと、電話からの世帯普及率10パーセントまでに76年かかったのが、インターネットが5年、スマートフォンが3年というデータがあります。国の示すソサエティ5.0はこれまでの情報社会に続く新しい社会で、それはロボットや人工知能、AIなどの技術の進展により、私たちの生活が医療や物流、交通など様々な分野において新たな進化した方向に変わっていきようとしています。

宮城県では、高齢者増加のピークが2040年と言われています。20年後です。当町の高齢化率は県内で3番目ですが、健康な高齢者率もトップクラスです。高齢者及び障害のある方もみんながデジタル活用の利便性を享受し、社会に取り残されないようにするため、より多くの方が身近なところでICT機器の使い方を学ぶことができるデジタル活用支援員の仕組みを構築する必要があると考えますが、町長の所見をお聞きいたします。

続いて、大綱1の細目3件目です。新型コロナウイルス感染症の拡大により、従来までの働き方が著しく変化してきたことに対応するため、町の施設にコワーキングスパー

スを整備する考えはないかを伺います。

コロナ禍の下、在宅勤務のリモートワークの人がふえ、コロナ終息後もリモートワークを継続し、場所を地方に移す人がふえるだろうという見方も伝えられています。宮城県の自治体の中でも、需要に備えリモートワークに対応する環境を整備しているところが増えていると報じられており、隣の亘理町では年内にも悠里館にコワーキングスペースを設けるとのことです。

このコワーキングスペースについては、もともとアメリカのサンフランシスコで広まった経緯があり、日本では2010年頃から広まり始めたと言われています。コワーキングスペースは、異なる職業を持った人たちが仕事に取り組むことができ、交流が生まれることもあり、ビジネスの情報交換や企業のきっかけの場にもなるとして利用されています。コロナをきっかけに、今までの働き方の変化に対応し、広がっているようです。また、コワーキングスペースによっては勉強会やセミナー、交流イベント、そして地域まちづくりに関する会議などにも使われており、地域活性の場としても利用されています。

設備として、通信環境整備、プリンターなどが挙げられますが、当町においても適当と考えられる町の施設にコワーキングスペースを整備する考えはないかを伺います。

続いて、大綱2です。こちらは協働のまちづくりについてです。

私たちにとって住みよい町はと考えると、町民の皆さん一人一人の置かれている状況の違う中、近年、課題はますます多様化、複雑化しています。地域の課題は住む地域によってまちまちです。

近年、全国の自治体では、まちづくりを行政だけに任せ切りではなく、町民や企業なども一緒に地域のことを考えていこうという住民参加協働の必要性を重視し、いろいろな取組を見せています。住民と行政が協働で地域の問題に取り組み、課題解決を図ることにより、住民にとって住みよい町の実現を目指すという流れです。

その社会的背景にあるのは、中央集権から地方分権、地方財政の疲弊、そして少子高齢化、住民ニーズの多様化による行政サービスの限界などが言われています。住民一人一人が地域の問題や課題を考えて議論し、合意形成を図り、行政はその合意形成を基に民意を施策に反映させることによって、より住みよい幸福度の高い町が実現すると考えられています。

協働のまちづくりについての細目1件目は、現在町が実施している制度や事業で住民や企業が参画している協働の現状と、協働を推進するための考え方についてをお聞きいたします。

続いて、細目2件目は、震災後、3つの新市街地や被災した沿岸部の行政区への様々な支援などを目的として実施してきた事業の委託先の変更理由と、今年度も引き続き町内で共同支援に取り組んでいる法人との協働について、どのように考えているのかをお伺いいたします。

東日本大震災から間もなく9カ月半になろうとしています。震災翌年から、今なお地域のコミュニティ形成の支援を続けている団体があります。2012年12月から、町の委託を受け、当初宮城大学復興ステーションの名の下、本体のNPO法人神戸まちづくり研究所のノウハウを生かし、これまで3つの新市街地や甚大な被害を受けた沿岸部の地域の自治組織の設立や運営などを支援し、実績を残してきました。町は、今年度

から、事業の委託先を変更しましたが、その変更理由をお聞かせください。

今まで続けてきた団体は、町の支援のうち6つの項目の申請を上げ、県からの助成金を得て、今年度も町で支援を続けています。地域課題の解決のために、地域外の人材や団体の力を取り入れていくことは町の活力の向上につながると言われます。震災からの復興は目覚ましいものがありますが、心の復興や地域コミュニティ形成にはまだ課題が残されていることに町はどのように捉え、今年度も引き続き支援に取り組んでいる法人との協働について、どのように考えているのかお聞かせください。

続いて、大綱3、名誉町民の功績をたたえる取組についてです。

昭和39年に山元町名誉町民条例が施行されてから、平成7年までに名誉町民は合わせて8人が認定されています。細菌学者志賀 潔もそのお一人で、昭和39年に認定されています。

そこで、細目1件目は、磯浜をこよなく愛し、磯崎山の別荘を終戦後はついの住みかとしていた町の名誉町民である世界の細菌学者志賀 潔。博士の功績をたたえ、後世に伝え広く知らしめることが必要と考えるが、まずは町の歴史民俗資料館内の展示コーナーの充実を図る考えはないかをお聞きいたします。

志賀 潔は、明治3年仙台市生まれ。日本の細菌学の父としても知られている北里柴三郎に師事し、赤痢菌の発見者として私たちは教科書などでも学んだ有名な細菌学者です。志賀 潔は、戦後昭和20年、東京から磯浜の別荘に住まいを移し、昭和32年、86歳で生涯を閉じるまで12年間、次男の家族と共に過ごされました。大正4年、町の縁者から磯浜という景色のいいところがあると案内され、非常に気に入り、案内された翌年、すぐに別荘を建て、夏になると家族で訪れ過ごしたということや、いろいろまつわる話を次男の今は亡き志賀亮さんが町の講演会で話されている記録があります。別荘を貴洋翠荘と名づけ、こよなく愛した磯浜を理想郷の向こうの郷と称し、磯浜の住まいで晩年いそしんだ伝統的な水彩画や書、執筆されたものが残されています。それらは町の歴史民俗資料館に幾つか保存されています。志賀は仙台の名誉市民でもあり、生誕100年を記念して1969年、宮城県庁前広場に胸像と顕彰碑が建てられています。町では、1957年、功績をたたえ、磯崎山に志賀 潔記念碑を建立しています。同じ磯崎山公園には志賀の建てた唐船番所跡の標示木があり、町指定文化財の唐船番所跡のほかにも伊達政宗来所記念碑などもあり、町の観光スポットです。

山元町名誉町民である世界の細菌学者志賀 潔を当町の誇りとして後世に伝え、広く知らしめることが必要ではないでしょうか。惜しくも母屋は2016年6月に不審火により焼失してしまい、現在の磯崎山公園周辺は決して整備されているようには見えないことが残念です。まずは町の歴史民俗資料館内の展示コーナーの充実を図るお考えはないかをお尋ねします。

以上、私の一般質問、大綱3件細目6件にお答えくださいますようお願いいたします。

議長（岩佐哲也君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。高橋眞理子議員のご質問にお答えいたします。質問の趣旨、内容をたっぷりお聞かせをいただき、県議会の一般質問を彷彿されるようなご質問を頂戴いたしました。順次お答えを申し上げます。

大綱第1、ICT化の推進についての1点目、今後町が取り組むべきICT化の方向

性と推進部門の設置について及び2点目高齢者及び障害者がICTに触れている状況と今後の環境整備の方向性並びにデジタル活用支援員の仕組みの構築についてですが、関連がありますので一括してご回答いたします。

国では先般、コロナ禍の感染症拡大防止と経済社会活動の両立を図り、新たな日常を実現することを大きなテーマとした経済財政運営と改革の基本方針2020を閣議決定したところであり、その原動力となる社会全体のデジタル化について、通常であれば10年かかる変革を一気に進める方針が示されたところでもあります。

ご指摘のありました行政分野におけるデジタル化、オンライン化への遅れについてですが、それが顕著に現れた全国的な事例としては、今回の感染症対応策として実施した特別定額給付金事業におけるマイナンバーを活用したオンライン申請での混乱が挙げられます。本町においては、郵送提出がほとんどであったことから、給付事務等において大きな弊害とはならなかったものの、全国的には給付の遅れや窓口の混乱が生じるなど大きな課題として取られたところでもあります。

その要因としては、国が整備したシステムの不具合が指摘される一方、オンライン申請が全ての国民を対象として一斉に導入されたことから、申請者の中にはこれまであまりICT機器が身近でなかった高齢者等も含まれていたこともあると思われます。なお、その方々に限ったことではありませんが、二重申請など、オンライン申請時の不備により、市町村の事務処理に相当の負担が生じ、給付に影響が出た市町村が相当程度あると伺っております。

今後、本町においてICT化、特に行政分野でのデジタル化を進めるに当たっては、単にオンライン化等を目的とするのではなく、行政サービスの質の向上こそが行政のデジタル化の真の目的であることから、高齢者及び障害者が取り残されず、身近なものであると感じられるような環境づくりが肝要であると考えております。また、日常生活において、常にインターネット等を利用している方がいる一方、スマートフォン、タブレット等に触れる機会が少ない高齢者等も多く、身近な人からICTを学べる環境も少ない状況であると認識しております。

しかしながら、今回示された国の方針では、地方のデジタル専門人材の不足が課題として捉えられているため、高齢者等が身近にICTを学べる環境の整備やデジタル活用支援員制度の仕組み構築については、町単独では容易に進められるものではないものと考えております。

町といたしましては、ICT化、デジタル化を加速するといった国の方針が示されたことに伴い、今後本町のICT化、デジタル化に大きな変革がもたらされるものと認識しており、町内において横断的に検討する体制を設けるよう指示したところでもあります。

今後の方向性といたしましては、高い高齢化率という町の現状を考慮しますと、ICTの進展には困難が伴うことが想定されますが、できるところから進めてまいりたいと考えております。

次に、3点目、町の施設にコワーキングスペースを整備する考えについてですが、今回の感染拡大に伴い、人の移動に制約があった中、働き方についても場所にとらわれず仕事ができるという認識が広がりつつあり、今回の国の方針でもテレワークの促進やワーク・ライフ・バランスの実現など、新しい働き方、暮らしの改革を推進することとしております。

コワーキングスペース、共有オフィスの設置については、新しい働き方への改革の一助となることが期待されるころではありますが、公共施設への設置とした場合、本町では感染拡大防止の観点から、つばめの杜ひだまりホール等の一部施設において閉館とした経緯もあり、今回と同じ状況となった場合には使用できないといったことも想定されるころであります。さらに、導入に当たっては通信環境の整備をはじめセキュリティが担保された空間の整備が必要となることから、膨大な事業費が見込まれるころであります。

一方で、町内における遊休財産、施設の有効活用という視点では、有効な手法であると考えており、今年度で閉校する坂元中学校の活用の一つの検討材料にもなるかと考えられるころであります。

町といたしましては、国、県の動向を注視し、先進地の取組事例も参考としつつ、デジタル化の推進と併せ優先順位を整理しながら慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、大綱第2、協働のまちづくりについての1点目、住民や企業が参加している協働の現状と推進するための考え方についてですが、人口減少社会において美しい郷土を維持していくためには、地域住民と行政との連携による取組を進めていくことが肝要であると考えております。これまでも地域づくりの担い手の中核である行政区長の皆様を中心に、河川や道路の維持、公園の管理など様々な活動を行っていただいております。

しかしながら、全国的に人口減少や少子高齢化が駆け足で進んでおり、その傾向が顕著である本町においては、行政区の規模感もまちまちであり、また担い手確保の観点からも従来の行政区単位の活動だけでは持続可能な地域づくりが困難になるのではないかと懸念されるころであります。本町において、将来にわたり持続可能な地域づくりを進めるためには、一定の地域性の下、行政区の枠組みを超えて地域住民がつながりを持つような組織、仕組みづくりが必要であると認識しております。町といたしましては、これまでの行政区単位での取組が大きな輪となって広がり、行政との協力の下、町民一人一人が地域づくりに参加できるような仕組みづくりを鋭意検討してまいります。

次に2点目、震災後の新たなコミュニティ形成に係る支援事業の委託先変更理由と町内で共同体支援に取り組んでいる法人との協働についてですが、本町では平成24年度から3つの新市街地において新たなコミュニティの構築を図るべく、まちづくり協議会の運営支援を宮城大学に委託し、行政区の設立、統合に向けた支援を行ってまいりました。その後、新市街地に加え、磯、中浜、笠野区の被災行政区のコミュニティ活動にも支援を拡大してまいりましたが、委託先の宮城大学がこの業務から撤退したことに伴い、一昨年度からは神戸まちづくり研究所に委託し、今年度は町内の山元町社会福祉協議会に変更しております。

その変更理由については、今年度が国が定める震災復興計画の最終年度に当たることから、これまで国の補助金等を活用しながら実施してきた支援事業も最終段階となり、被災したコミュニティの自立に向けた活動支援の総仕上げと持続可能な組織運営の構築及び人材育成、これは地元の人材育成を図るためですね、町内において地域ネットワーク事業等を展開し、他行政区の活動内容も熟知している山元町社会福祉協議会を委託先に選定し、これまでの支援事業を円滑にソフトランディングすることを意図したものであります。

また、町内法人との協働については、神戸まちづくり研究所が設置した山元復興ステーションを継承する形で今年度設立された一般社団法人東北まちラボと存じますが、復興支援においてはそれぞれの立場はあるものの、まちづくりを展開していく上で両者とも目指すところは同じでありますので、今後は同法人にも町が実施している支援業務に改めてご理解をいただき、お互いに連携を図りながら被災行政区等の支援に取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

議長（岩佐哲也君）続きまして、大綱3について、教育長菊池卓郎君、登壇願います。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。高橋眞理子議員のご質問にお答えいたします。

大綱第3、名誉町民の功績をたたえる取組についてですが、故志賀 潔氏は仙台市に生まれ、明治30年に赤痢菌を最初に発見したことで知られ、戦時中、当時の坂元村磯浜に疎開したことをご縁に余生を過ごされたことから、昭和39年に第1回名誉町民として推戴された人物であります。

教育委員会では、氏の功績を広く知らしめるため、開館当初から、時代時代を捉えた一連の展示制作の中で唯一常設対象とし、多くの来館者の関心を引きつけてまいりました。

館内の展示コーナーについては、横穴墓の壁面を現地から移設するという全国初の試みとなった合戦原遺跡の線刻壁画の公開を展示の軸に据え、引き続き充実を図りますが、当面は町の成り立ちや文化、風土を分かりやすく紹介し、その中で氏の功績等を後世に伝えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

6番（高橋眞理子君）はい、議長。それでは、再質問をさせていただきます。大綱1、ICT化の推進についての細目1件目と2件目を一括して再質問させていただきます。

当町の行政分野においてもICT化、デジタル化に大きな変革がもたせられるとして、先ほどお答えのあった庁内において横断的に検討する体制を設けるよう指示されたところでしたが、そここのところもう少し具体的にお答えいただけますか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。お答え申し上げます。

デジタル化の町組織の関係でございますけれども、企画財政課の企画班を中心にですね、あれこれ一定程度、専門性も求められる分野でございますので、そういう知識を持った職員を中心にですね、いわゆるこのデジタル化のためのプロジェクトチームの設置を急ぐようにというふうな指示をしたところでございます。

6番（高橋眞理子君）はい、議長。今、企画財政課の企画班を中心ということを伺いました。

国では、年内に行政のデジタル化などの実行計画を策定し、実行するとしています。ICT化、デジタル化によって、仕事がより迅速に、より効果的に取り組まれ、マンパワー不足解消にもつながることが考えられ、町民の享受する行政サービスの向上も期待されます。

その企画財政課の企画班ということではなく、町組織の中に専門のICT化推進部門を設置するお考えはないかを再度お尋ねいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ご案内のように町としては、町が置かれた状況、そのうち当面する課題を解決推進するための部署としてですね、最近2つの新しい部署を立ち上げたところでございます。一つは子育て定住推進課であり、もう一つは商工観光交流課でござ

ざいます。

うちの町は平成18年度からの自立のまちづくり、いわゆるお隣の亶理町さんとの合併時期尚早というようなことを受けてですね、行政改革なり集中改革プランに基づいて組織の管理運営を継続してきたわけですが、そこの中ではですね、従来からの各課長の下の係長制度をある程度集約するような班長制度に移行し、なおかつ課の統廃合もしてきた経緯がございます。ですから、先ほど最近新たに設置した、再編したという課にあってはですね、一つの課で一つの管理職の下で相当な業務量を幅広く所掌、所管してきたという経緯結果がございます。そういう中での課題解決ということになりますと、その課の全体的なバランスも考えながらの業務推進ということになりますとですね、当面する課題解決に向けて集中的に取り組む体制とは言いにくい部分がございますので、そういうふうにしてきた経緯がございます。これももしかしながら、全国から復興絡みでですね、マンパワーのご支援をいただく中での苦肉の策でございましてですね、そういう中でさらには今後、来年度以降、極端な話、全国からの応援がゼロになることも覚悟せざるを得ない中でですね、ご指摘のICT化、デジタル化に向けた専門組織を新たに立ち上げるというのは、職員の絶対数あるいは職員の専門性の熟知の度合い等々ですね、いろんなことを考えてみましても、まずはプロジェクトチームから立ち上げて、順次どうすべきかということを検討していくのが現実的なのかなというふうに捉えているところでございます。

6番（高橋眞理子君）はい、議長。今の町長のご説明には同感と感ずることもありますが、特にもう急速に広がるであろうというこの世の中の変化に対して、それを捉えながら対応していくという在り方も大切なのではないかと考えているわけです。そして、マンパワー不足におきましても、そのデジタル化、そういったICT化によって、かなりその不足も逆に解消される可能性も秘めていると思われます。そういう部門を立ち上げたとして、そういったところに職員プラス専門のそういった、何というんでしょうね、派遣といいましょうか、どなたかを採用されて、そしてその方から指示も仰ぎながら、そしてその職員も皆さん熟知されて仕事に生かしていかれるという方向に行くのも手じゃないのかというふうに思われるわけですが、その辺はいかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。確かに、今でも県のほうから必要な部署に課長あるいはこれまでも班長等々にお越しいただく中で、お力をいただき、町の振興発展にご協力いただいておりますので、そういうふうな延長線に沿ってですね、例えばこれは県に限ったことではございませんけれども、しかるべきところからしかるべき人材を割愛をさせていただいてですね、その人を中心になってというふうな、そういう体制の組み方、推進の仕方はあるかというふうに思いますけれども、まずは町の職員が少数精鋭で一人何役も掛け持ちで業務をせざるを得ない我が町にあってはですね、最初からそういう形を整えるというのは、これは現実的ではないというふうに思います。

いずれは課のタイミングでそういう組織を整えるということは非常に大事なことでございまして、議員言われるように、急がば回れじゃないですが、まず当面する大きな課題の一つに行政のデジタル化というものが出てきておりますのでね、先々を見れば早い段階から必要な推進体制を整えるということも非常に大切だと、重要だということは十分に認識しながらも、やはり物事には手順、段取りも大切でございまして、そういうようなことで進めることが肝要であろうかなというふうに思うところでござい

ます。

6 番（高橋眞理子君）はい、議長。それでは、さきの国民に一律 10 万円支給のオンライン申請は、すぐに機能が果たせず中止となりましたが、当町での申請ですが、オンライン申請が 20 代から 40 代が合わせて 23 件、50 代から 60 代が 24 件、70 代以上が 6 件、合計で 53 件あったようです。その数に対して、町長はどのように感じられますか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。町の人口から見ればですね、微々たる数字であったかなというふうに思っています。

6 番（高橋眞理子君）はい、議長。町内でも周囲の 70 代、80 代の方が日常的にスマートフォンやタブレットを使っている人は少なくはありません。がしかし、パソコンなどいわゆる ICT 機器などには触れないという、触ったこともないというような高齢者の方など多くおられるのが現状だと思います。加速する高齢化や高齢者の独り世帯の増加が見込まれる中、少しでも早く、より多くの方たちへの支援が必要と考えますが、町のお考えがありましたらお聞かせください。

町 長（齋藤俊夫君）はい。確かに少子高齢化が駆け足で進む本町にあってはですね、保健福祉部門を中心として、直接それぞれの高齢者のお宅に訪問をするというこれまでのやり方もですね、この ICT 化の導入によって、ボタン 1 つで相互の状況を一定程度確認ができる安心安全体制の構築の一助になるような ICT 化、デジタル化というのも期待できるのかなというふうには思います。それは世の流れとしては必然的な方向性になっているのかなというふうには受け止めております。

6 番（高橋眞理子君）はい、議長。先ほども私、お伝えしたところですがけれども、パソコン普及には 5 年です。5 年ですぐパソコンが普及したと、そしてスマートフォンは 3 年だったという、そういうスピードを見ますと、今後の今言っている ICT 化とかデジタル化というのは、もう瞬く間にそういうのが普通の時代になるんであろうというふうにはもう推測できるわけですね。そして今申し上げた高齢の方たちとか、独り暮らし世帯の方、20 年後にはピークを迎えるということは、みんなそれぞれご自分の年齢に 20 歳を足すと考えると、ちょっといろんなそういう世の中になっているんだろうというふうなことも想像するしかないのですけれども、この町としましては、例えばやっぱり高齢になるとどうしても人と触れ合う機会も少なくなったり、孤独化、あるいはそういった寂しい思いで生涯を閉じたら、ちょっと私自身も嫌ですし、そういったことでは、そういったことに少しでも ICT 的な近々にも教えてあげたりということがあってもしかるべきでないかなと思うんですけれども。

この町内には 2 年ほど前から仙台の NPO の団体の支援を受け、地区の集会所で地域住民に定期的にパソコン教室を実施しているところがあると聞きました。皆さんゼロからのスタートで、少しずつできることが増え、それが自信につながり、皆さん楽しみながら教わっているという地区もあるようです。それがほかの地区にも広がればいいなというふうにも思ったわけです。

そして、震災後から支援を続けている関東方面の大学の先生方が、その後立ち上げた山元町パソコン愛好会という愛好会がありまして、今も続いております。その会員の皆さんや、あとは町民の 65 歳以上の高齢の方たちのできる方たちと協力を得て、支援体制の仕組みを図るという考え方はないでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。大変ありがたい町外からのご支援で、ご紹介いただいたような形で少

しずつ町内でのICT化が進んでいると。大変心強い限りでございます。

今回は基本的なICT化、デジタル化の非常にベースになるものでございますので、町としては、先ほどできるところから対応してまいりたいというふうにお答えしたところでございまして、身近なところでもう既に先行する形での活動が進んでいるとすればですね、そういうものは改めて再確認する中でよりよい支援策を講じられるように取り組んでまいりたいなというふうに思います。

6番（高橋真理子君）はい、議長。本当にその広がりや、町のほうが仕組みを考えといますか、要するに協働のまちづくりの一環としてそういうことに取り組んでいただければ、本当にできない高齢者が身近な人に身近なところでのというのが、ここがみそだと思うんですね。決して私が言いましたこのデジタル活用支援員という呼び名をしまったけれども、それは国の言う名称でございまして、身近なところでの町のみんが本当に寄り添ってというようなね、支え合ってというような光景を想像していただいて、一人でも多くの高齢者、そして障害のある方たちが、取り残されないような地域づくりとしてご検討を希望します。

そして、細目3件目の再質問をさせていただきます。コワーキングスペースについてですが、新聞でも報道されていますように亘理町ではおよそ3,400万円の事業費をかけ悠里館内に設置するという事です。これは隣の町ということ、そして本町においても駅前をつばめの杜ひだまりホールが候補としてどうかとも私は考えましたけれども、駅前をつばめの杜ひだまりホールが、通信環境の整備は既にされてはいないのですか。亘理町の悠里館もコロナ禍では閉館され、条件は同じだと思われるのですが、それについてお伺いいたします。

議長（岩佐哲也君）どなたですか。

総務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。山下のひだまりホールにつきましても、昨年度、防災の関係でWi-Fiの整備は行っているところでございます。

6番（高橋真理子君）はい、議長。そうしますと、あのホールですとか、2階の空間ですとか、そういったところでパソコンを使って一般の町内外の方が利用するという事は可能なわけですか。（「休憩」の声あり）

議長（岩佐哲也君）じゃあ暫時休憩とします。休憩は、今何時。11時10分まで休憩とします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

議長（岩佐哲也君）休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君）休憩前、Wi-Fiの利活用についてということで休憩に入りましたので、これに対する回答。

総務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。大変申し訳ございませんでした。ただいまのご質問がありましたひだまりホールのWi-Fiの使用可能かどうかというふうな点なんですけれども、防災のほうで避難所というふうな形で整備は行ったんですけれども、もう一つ、平常時にはというふうなことで、広く施設内で活用できると、活用していただくというふうな目的もございまして、ただ現在Wi-Fiを活用するためのアドレスとかパスワード、

そういうふうなものを公表していないのが現実でございます。ですから、今後ですね、早急に皆さんが活用できる、施設内で活用できるような、そういうふうな環境を整備できるように各施設と調整しながら取り組んでいきたいというふうに思いますので、早急な対応をしたいというふうに思います。

ただですね、あくまでも防災というふうなことで、その無線LANの容量とか、そういうふうなものについて、一部情報を送ったりとか、そういうふうな容量が不足する場合がありますので、その辺を調整しながら、確認しながら、今後の活用、その辺についても調整を図っていきたいというふうに考えております。

6 番（高橋真理子君）はい、議長。そうしますと、今のお答えいただきましたのは、ひだまりホールでWi-Fi設備が整っていますというような、例えばいずれですよ、近いうちにも表示がされて、町民の方のみならずそちらにいらした方が利用できるということでよろしいのですか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。総務課長からご説明した趣旨はですね、基本的な環境は整っておりますが、本格的に一定のスピードでもって情報をやり取りするようなですね、いわゆる業務用のスペースとして使うにはさらなる環境整備が必要でございますというふうなことでございますので、いわゆる議員お尋ねのような趣旨での活用は、今日からでもできますという状況にはないというふうなことでございます。

6 番（高橋真理子君）はい、議長。どういう利用されている方がいらして、来場されてきて、座って何かやっている方が業者なのか、業務的なのか、あるいは一般の方なのかというようなことは、ちょっと見た目には分からないこともあるかと思いますよね。ですが、一応そういったようなこと、趣旨ということでございますね。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。そう容量の大きくない通信であれば、これは大丈夫だということでございまして、いわゆる業務のためとして使うにはちょっと容量不足もございまして、その辺は一定の容量を備えてオープンしませんとさっぱり役に立たないというふうに利用者から言われかねませんので、そこは一定程度のさらなる環境整備も必要になってきますよというふうなことでございます。

6 番（高橋真理子君）はい、議長。そして、そのコワーキングスペースのことですけれども、先ほど町長のご答弁にもありましたけれども、坂元中学校の後の活用の一つの検討材料としてというお答え、お言葉がありましたので、その辺もお考えくださるよう希望いたします。

それでは、大綱2、協働のまちづくりについての再質問です。細目1件目と2件目を併せて再質問させていただきます。

将来にわたり持続可能な地域づくりのために、近年は行政だけに任せ切りではなく、行政と町民が協働のまちづくりという声が上がっています。東日本大震災では、甚大な被害を受けた沿岸部の磯、中浜、笠野区住民との協働のまちづくりについては、町長はどのように考えていらっしゃいますか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。町といたしましては、震災後の行政区の見直し、再編に当たっては、各被災した行政区とですね、双方向の意見交換を通じて将来に向けてどうする気かというようなことを確認をして、今にあるというふうなことでございまして、当面は世帯人口が以前よりもかなり減ってしまったと、小規模になってしまったということでございますけれども、当面は今の行政区の形態を維持したいというふうなことで進んで

きておりますのでですね、可能な限りのいわゆる持続可能な行政区の運営になる、それがどのタイミングになるかはそれぞれあるかと思えますけれども、そういう形が持続できるように町としても引き続き必要な支援をしまいたいというふうに考えているところでございます。

6 番（高橋眞理子君）はい、議長。その磯、中浜、笠野区とも、それぞれが18世帯、26世帯、29世帯の地域の皆さんが、地域では心一つに支え合い、それぞれができる力を合わせ、地域づくりをしているように私には感じられました。ただ、被害の大きかった地域の課題や抱える悩みなどに対して、町が支援を十分に、協働のまちづくりをするということは望ましいと思われまます。再度、町長にお尋ねいたします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。先ほどお答えしたようにですね、町としてはご懸念、ご指摘のような協働のまちづくりに向けて、行政としての支援、関与、関わりというものについては継続してまいりたいというふうなことでございます。

ただ、あえて申し上げればですね、そういうことの検討を進めてきた中では、改めてですね、行政区の単独で維持するため、運営するためには、それぞれの行政区が一定の役割を果たしていただいておりますのでね、その役割を果たせるような体制がどこまで単独で組めるのかどうか、その辺も十分お考えいただければありがたいというふうなことをお伝えをしてきているところでございます。例えば、まちづくりに必要な各種の委員等ですね。身近なところでは民生委員さんの選出というふうなことがあったり、あるいは交通安全なり防災面等々での一定の担当する方の選任選出というふうなこともございますので、それが小さい行政区ですと、なかなかそういうこと自体が大変なことになりかねない部分もあつたりしますのでですね、まずもろもろのことを総合的に判断した中で、単独の運営を望むのか、隣接周辺の行政区とご一緒になれるのかというのを総合的に判断してもらって今日に至っているというところでございます。

6 番（高橋眞理子君）はい、議長。次いで、震災後、3つの新市街地や被災した沿岸部の行政区への様々な支援などを目的として実施してきた事業の委託先の変更理由について伺いますが、少しお計らいが薄かったように私には感じられるのです。当初から私はこの方たちの活動を目にしていました。震災から7年以上も支援を続けて実績も上げてきたことに、町長はどのように思われていらっしゃいますか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほど1回目お答えを申し上げた中で、宮城大学から始まるですね、外部からの支援、関わり、ご説明申し上げましたように、震災直後から一定期間については、宮城大学のほうでは比較的広い範囲をカバーしていただくような対応に携わっていただけてきておりました。それがだんだん落ち着いてくる中で、今度は各行政区ごとの身近な運営を中心とした関わり、支援の在り方というふうなことで、当時宮城大学のスタッフであった方が2段階目の神戸のまちづくりの組織の一員として継続をされてきて、なおかつ町としてはソフトランディングを図りたいという3段階目の対応の中で、当然そういう町の考え方なり、あるいは外部からのご支援がなくなった後の関係を考えたときには、地元の一定の実績を持ち、そしてまた地元の人材育成にも町としては力を注いでいかななくならないというふうな部分等を踏まえてですね、ソフトランディングの形で委託先を変更してきたというふうなことでございますので、その関わりの濃淡についてはそれぞれの受け止め方があろうかというふうに思いますが、やはり一定のタイミングを捉えてですね、次の段階に移行するというのも、これも必

要なことでございますので、ご理解いただければありがたいというふうに思います。

6 番（高橋眞理子君）はい、議長。確かに今挙げました3つの地域に関しましても、皆さんが自立に向け意欲的に頑張っているということが感じられますが、震災復興計画の最終年度とはいえ、その法人とのコミュニケーションが取れている人たちのもう少しの支援があってもよかったですのではないかとと思われるわけです。今後、一般社団法人東北まちラボとの協働で具体的に期待することがありましたらお聞かせください。

町 長（齋藤俊夫君）はい。ただいまお答えの中で触れましたように、やはり段階的な対応、ソフトランディングを目指してきておりますので、やはり今のこの時期の地域に対する支援の担い手の中心になるのは、町としては社協さんに委ねたいというふうなことでございますので、その主となる社協さんですね、これまでの対応、経験、ネットワークを生かしてですね、側面からのご支援、まさに協働によるご支援をご期待申し上げたいというふうに思います。

6 番（高橋眞理子君）はい、議長。それでは、少しでも地域の皆さんの心の幸福などもされるように願うところです。

そして、最後の大綱3、名誉町民の功績をたたえる取組についての再質問です。細目1の磯浜をこよなく愛し、磯崎山の別荘を終戦後はついの住みかとしていた町の名誉町民である世界の細菌学者志賀 潔の功績をたたえ、後世に伝え、広く知らしめることが必要であると考え、まずは町の歴史民俗資料館内の展示コーナーの充実を図る考えに対して伺ったのですが、先ほどのご答弁にありましたように、今後ですか、引き続きということのようで、合戦原の遺跡から貴重な線刻壁画が発見され、展示公開されています。引き続きその充実を図っていくことをお聞きしました。限られた面積、空間の中での展示となりますが、もう少しでも志賀 潔のコーナーを設け、もっと目に引くような展示は図られないもののでしょうか、お尋ねいたします。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。先ほどの答弁でお話ししましたように、志賀 潔氏に関しては常設で展示しております、そのスペースはある意味限られた範囲でということになりますけれども、資料館に行っただけであれば、館内を回っていただく中で志賀 潔さんの功績について触れることができるという状態はずっと保っていると。その中で、さらにといいですか、効果的な展示の在り方というのは、今後少し考えていってもいいのかなと思うんですが、基本的には今のような配置、展示を進めてまいりたいと考えております。

6 番（高橋眞理子君）はい、議長。今回、この一般質問に取り上げさせていただきましたのも、町民の多くの声とまではいかないまでも、何人かの方からお聞きしたことがきっかけでした。それは、志賀 潔博士を直接ご存じの方もまだご存命でいらっしゃるんですね。その方たちが口をそろえておっしゃるには、同じ思いでおっしゃられるのには、今のままではというような思いが伝わってくるわけです。世界に功績を残した方の、まして山元町に名誉町民であられる方の、その方をもうちょっと功績をたたえてもいいのではないかとこの声に私も全く同感という思いです。

先頃、焼失した母屋の跡地で博士のお孫さんとお会いすることができて、いろいろとお話を伺いました。お話によりますと、年内にも跡地を整備してお花を植えるなどの計画もあるとお聞きしました。町も何かと私は考えるところですが、今の教育長の

お話をお聞きしまして、今後のことに期待するといったしまして、町民の思いをと思います。よろしくお願ひします。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。今お話しいただいた町民の方の声は受け止めていきたいと思ひます。

あと、付け加えてお話ししておきたいことは、後世に伝えるという点では、志賀 潔先生の功績について、小学校で使用しております社会科副読本で2ページにわたって紹介をしています。ですから、山元町内の小学生は社会科副読本を通して志賀先生の功績を知ることができる。それから、小学生から中学生まで、山元の子供3つの約束ということで、下敷きなりクリアファイルを配布していますが、その下敷き、クリアファイルの下のほうにも、小学生には坂元小学校にある石碑に刻んである言葉、「皆さんの誰でも元気を出して辛抱強く筋道を立ててやり通せばどんなことでもきっと立派に成し遂げることができます」という志賀博士の言葉。中学生には、「自ら信ずるところ篤ければ、成果自ら到る」という磯崎山にある記念碑に刻まれた言葉を、それぞれの下敷き、クリアファイルに記しまして、使っている上で常に目にすることができるようにということで、町内の子供たちへの志賀先生の功績なり存在を知らせるようにはしているところだということをつけ加えておきます。以上です。

6番（高橋眞理子君）はい、議長。今の教育長のお話、私も町内の小中学生にそういうふうにして功績として印象づけられていると言いましようかしら、先生を知っているということ、分かりました。

このたび中浜小学校の遺構がオープンとなりますけれども、そちらのほうの校庭にも津波で流された石碑が、元といいましてもフェンスの中のようなのですけれども、元ではないんでしょうけれども、そちらのほうに一応被災されたというような状況でのことで残されているとも聞きましたので、これからもまた多くの皆さんの目には触れることかとは思ひますね。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（岩佐哲也君）6番高橋眞理子君の質問を終わります。

議長（岩佐哲也君）続きまして、5番渡邊千恵美君の質問を許します。渡邊千恵美君、登壇願ひます。

5番（渡邊千恵美君）はい、議長。5番渡邊千恵美です。令和2年第3回山元町議会定例会におきまして、大綱3件、細目5件の一般質問をいたします。

細目に入る前に、新型コロナウイルス感染症の関係から、家庭、家族についてお話ししたいと思ひます。

2020年に入って新型コロナウイルス感染が世界的な流行を見せ、経済も、私たちの身近な生活環境も、3密の徹底など大きな打撃を受けています。それ以外にも巨大化する台風や大地震が引き起こす自然災害への懸念など日本を取り巻く環境は厳しさを増しています。また、先月末には安倍総理の辞任は突然で驚きましたが、持病を抱えながらこれまで日本を守り抜いてくださいましたことに心より感謝を申し上げたいと思ひます。新しい教育基本法によって、家庭教育についてきちんと位置づけられたのは安倍内閣のときからでした。日本を守り抜いてくださったことに感謝し、そして振り返ってみれば、これまでの日本の歴史にも様々な試練があったということです。

まず、大分遡りますが、江戸末期とか、黒船来航に始まり、日清、日露戦争とか太平洋戦争などの敗北と米軍の進駐とかオイルショック、バブル崩壊など、一人の人生が山あり谷ありであると同様に、一国の運命も盛衰、興亡を免れることはできませんでした。それでも、そんな試練の嵐が押し寄せたとき、人生の先輩方が未来に希望を持ち立ち上がるのができたのはなぜなのか。戦後の焼け野原の中からも、今日が関東大震災の日、記念日ということですが、日本は奇跡的な高度成長を成し遂げることができました。それはなぜなのか。日本の発展のキーワードは、私は家庭であることを強く思います。家族を幸せにしたい家族の絆の底力があり、そして愛するふるさとを守りたい、地域の親族のつながりを支え、支え合いの支え合いだったのではないかと感じます。食べられなくても分け与えてくれて育ててくれた親、親を楽にさせてあげたいとするハングリー精神があったのだと思います。

東日本大震災のときにも、私たちは家族の大切さを強く感じました。たとえ津波に全て押し流されても家族の無事を確認できたのは笑顔になることができました。子供たちの笑顔に支えられました。逆に家や会社が無事であっても家族を失った人は悲しみのどん底に突き落とされました。当時、実施された世論調査におきますと、震災を契機に人とのつながりを大切にしたい、人は一人では生きられないなどと強く感じるようになった人が8割を超え、血縁、家庭、家族を大切だと感じる人も増えたとあります。

一たび大きな災害や外国による、また身近による攻撃を受けたとしたら、家族の絆の力が失われつつある今の社会はダメージから立ち上がるができるのでしょうか。実際に今、新型コロナウイルスの脅威にさらされる中で、家庭、家族の力が試されていると思うのです。また、ある国では外出禁止令により夫婦間のDVが増え、我が国でもコロナ離婚という言葉が出てきました。強いストレスにさらされて児童虐待の増加も懸念されています。その一方で、コロナ禍により家族の大切さを改めて知り、見つめ直す人々も増えてきたと聞きました。どんな困難が来ても共に乗り越えていこうとする、乗り越えようと思える家族、そして共同体のつながりをしっかりと取り戻すことが今は急務ではないかと思うのです。お互いを大切に思う家族的な関係こそが人や社会のために尽くす力の源になると私は思います。

そこで、大綱1、子育てするなら山元町の具現化について。

細目1、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、学校の休業や外出自粛に伴い自宅で過ごす時間が増え、周囲が子供の異変に気づく機会が少なくなりました。その理由などにより、子供が虐待を受けるリスクが高まっております。このことから、虐待防止策や虐待の兆候を早期に察知できる態度を整えることが重要であると考えますが、コロナ禍の影響と思われる本町における児童虐待の現状と児童虐待に対し講じている町の対応及び防止とするための対策についての考え方についてお聞かせいただきます。

(2)の細目2、学校や保育所などの子供に関わる機関任せに子育てに頼らざるを得ない共働きの家庭が増えている。家庭での自らの子育てに関する支援や虐待防止の観点からも、子供への接し方が分からない親を支えるため、子育て基本条例や家庭保育10か条などの制定に取り組む考えはないか伺います。

大綱2、教育環境の整備、ハード、ソフト面についてですが、細目1、来年の4月の山元中学校の再編に向けて様々な検討がされている中、再編後の部活動の在り方についても鋭意検討されているかと思えます。例えば、空手、ダンス、フットサルなど、今時

点の山下、坂元両中学校の部活動にはない新たな部活動の再編について、生徒の意向調査なども実施しながら検討することが、これからの子供たちの多様性を生かす手段の一つであると考えます。学力向上はもちろん重要ですが、このような特色ある教育も必要であると思われるので、新たな部活動を新設する際の考え方と新たな部活動の柔軟な設置と廃止のルールづくりをする考えはないか伺います。

細目2、先月中旬、通学路において、倒木により通学路を塞いでしまう状況がありました。このことは、老木のみが原因ではなく、7月の長雨、8月の高温などの近年の異常気象などの様々な要因が重なり倒木したと考えられます。子供たちの通学における安全確保のために、今まで以上に定期的かつ計画的な通学路の安全確認を実施する考えはないか伺います。

大綱3、無電柱化の推進について。

細目1、災害の防止、歩道の確保及び良好な景観の形成等を図るため、町の無電柱化の推進を図る考えはないか伺います。

議長（岩佐哲也君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。渡邊千恵美議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、子育てするなら山元町の具現化についての1点目、コロナ禍の影響と思われる児童虐待の現状と町の対応及び防止対策についてですが、コロナ禍により学校が臨時休業となった今年3月以降、都合3回にわたり国から子供の見守り強化についての通知が発出されたところであります。学校の臨時休業の間、町内では児童虐待に関する相談件数に大きな変化はありませんでしたが、国の通知等に基づき、コロナ禍以前から継続して見守りを行っている要保護児童の世帯に対し、電話や面談等による定期的な状況確認を行うなど、児童虐待の未然防止に努めてきたところであります。

さらに、7月には、児童虐待の早期発見と適切な保護を目的とする要保護児童対策協議会を開催し、児童相談所や町内各小中学校、幼稚園、保育所等の関係機関との間で要保護児童の世帯に関する情報を共有し、改めて横の連携強化を図ったところであります。また、少しでも児童虐待が心配される情報があった場合には、関係者を集めた個別ケース検討会議を開催するなどの対策を講じており、今後も迅速な対応に努めてまいります。

次に、2点目、子育て基本条例や家庭保育10か条の制定のうち、子育て基本条例についてですが、町としては大きなスローガンである子育てするなら山元町の実現に向けた取組を着実に実施してまいりました。また、昨年度末に策定した第2期山元町子ども・子育て支援事業計画で具体的な事業等を定めたところであり、まずはこの事業計画に基づいた子育て支援に取り組んでまいります。

次に、家庭保育10か条についてですが、この目的は子供の健やかな成長のために家庭で取り組むことの見守りやルールをまとめたものであると認識しております。現在、町ではこどもセンターを拠点とした町内NPO法人による子育てひろばや子育てサークルなかよし会など、親子で参加し、家庭での保育の悩みや不安解消につながる事業のほか、様々な子育て支援策を展開しております。町といたしましては、これらの事業や体制等の充実、強化に努める中で、家庭保育の支援についても併せて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、大綱第3、無電柱化の推進についてですが、無電柱化事業は既存の都市部で実績が多く、道路に管路を埋設する地中化方式と、新たな面整備に併せて裏通り等に電柱、

電線を設置する裏配線方式等の地中化以外の方式と、大きく2つの手法があります。いずれも防災、安全、景観など様々な面での効果が同時に期待できる事業であると認識しております。

これまで、町では新市街地整備に併せて、つばめの杜地区においては、役場から山下駅までの東西のメイン通り及び駅前広場西側の南北の幹線道路、また新坂元駅周辺地区においては大和田ガソリンスタンド前の交差点から坂元駅までの東西のメイン通りに裏配線方式を採用しており、いずれも見通しのよいすっきりとした景観形成を図ることができました。

しかしながら、既存市街地内の道路で無電柱化事業に取り組む場合においては、裏配線を設置するスペースの確保が困難なため地中化方式を採用せざるを得なく、整備には多額の費用負担が生じるほか、民地内に引込み管路を設置するなど沿線住民への影響も大きいことから、この事業に対する多くの関係者の理解と合意が必要となります。

町といたしましては、地中化方式による無電柱化は人口密度が高く費用対効果の見込める一定以上の都市部に適合した事業であると捉えており、本町の地域特性を考えますと事業化は極めて困難であると考えております。

私からは以上でございます。

議長（岩佐哲也君）続きまして、大綱2、教育環境の整備について、教育長菊池卓郎君、登壇願います。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。渡邊千恵美議員のご質問にお答えいたします。

大綱第2、教育環境の整備についての1点目、新たな部活動の新設と柔軟な設置・廃止のルールづくりについてですが、中学校の部活動については、自己実現をはじめ責任感、連帯感の涵養、学習意欲の向上等につながる重要な教育活動であると認識しております。ご指摘のありました種目において、全国大会で優秀な成績を収めている小中学生がいることも認識しておりますが、来春開校の山元中学校の設置部活動については、昨年6月の再編準備委員会の教育課程検討部会において、現在、山下中学校に設置されている部活動を基本とすることと決定しております。その理由といたしましては、生徒数は現在255人ですが、3年後には200人程度に減少する見込みであることから、部活動数を増やすことは難しいことや、現在の山下中学校の部活動に坂元中学校で活動している部活動が全て網羅されていること、運動部については県中学校総合体育大会の種目も考慮する必要があることなどが挙げられます。

部活の設置については、時代に即した種目の設定も重要であります。基本的には学校単位で考えていく必要があることから、山元中学校開校後は生徒数、部員数及び教員数の増減などを考慮し、必要に応じて学校内で検討していくこととなります。

次に、2点目、定期的かつ計画的な通学路の安全確認を実施する考えについてですが、通学路の安全確認は児童生徒が安全に登下校できるよう適切に実施すべきであると認識しております。現在、各学校においては、PTAと協力しながら通学路や危険箇所の点検を年3回以上は実施し、危険箇所のマップを作成して注意喚起を行うなど、児童生徒が安心して通学できるよう取り組んでいるところです。また、町では主要な町道のパトロールを月2回、業務委託により実施しており、引き続き関係機関と連携を図りながら通学路の安全管理に努めてまいります。

今後もこのような取組を定期的、計画的に実施することに加えて、樹木の成長や樹木

に対する風水害の影響についても考慮するなど確認範囲を広げ、これまで以上に安全管理を徹底し、児童生徒が安全に登下校できるよう努めてまいります。

以上でございます。

議長（岩佐哲也君）ここで暫時休憩とします。再開は13時20分。1時20分とします。

午前11時55分 休憩

午後 1時20分 再開

議長（岩佐哲也君）休憩前に引き続き会議を開きます。

5番（渡邊千恵美君）はい、議長。大綱1、子育てするなら山元町の具現化についての細目1なのですが、回答にはですね、関係者、児童虐待の際には関係者を集めた個別ケースの検討会議を開催するなど対策を講じているということなんですけれども、私はそれでは遅いと思います。平成27年7月からですね、全国共通ダイヤルというのがありまして、虐待かと思ったら189番、いち早くという189ですね。119番、救急車と同じような、そういった番号189番というものの周知ですね。そういった周知を徹底して図るべきだと考えますが、町長はどうお考えでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ご指摘のように、やはりこれは一つの危機管理を問われる対応のご指摘かというふうに思いますので、そうした趣旨におきましては迅速的確に対応するというのが肝要でございますので、様々なチャンネルを駆使して未然の事故の防止に努めるということが必要であろうというふうに思います。

なお、189番の具体の関係については、担当課長のほうで少し補足させていただきます。

子育て定住推進課長（青田 浩君）はい、議長。それでは、私のほうからダイヤル189について。渡邊千恵美議員おっしゃられたように、ダイヤル189という児童相談所に直通の相談ダイヤルが現在備わっております。また、毎年11月には児童虐待防止月間ということで、昨年度は各小中学校に、オレンジののぼり旗の下にダイヤル189と書かれたのぼり旗を小中学校のほうに掲示したり、あと駅前啓発活動なんかもやらせていただきましたので、引き続きこちらの児童虐待を受けている子供がいるかもしれないというときにすぐ電話できるような、この電話の3桁のダイヤル周知に努めてまいりたいと思っております。以上です。

5番（渡邊千恵美君）はい、議長。今、課長のほうから周知徹底というか、努めてまいるという、そういったお言葉をいただきました。やはり子供は本当に危険をなかなか言いづらいし、言いづらいと思います。言えないし。そして、虐待しているとも思わず、もう虐待に走っているといいますか、そういった親もただただあると思います。大きく分けて4つに分類されると思いますけれども、虐待というそういった種類ですね。身体的虐待、精神的虐待、そして育児放棄ですね。ネグレクトとか性的虐待も含まれます。我が町にはそういった子育ての親はいないことを願っておりますが、その189番というそういった危機的状況をさらに周知するために、我が町ではどのような方法を取って周知しようとしているかお聞かせください。

子育て定住推進課長（青田 浩君）はい、議長。地方自治体には、山元町にもですけれども、児童

虐待を早期発見、未然防止する機関として、要保護児童対策協議会という協議会を組織しております。その構成員としては、先ほど町長が申しあげましたとおり、小中学校であるとか、保育所、幼稚園、警察、児童相談所、あと行政機関としては、事務局としては我々子育て定住推進課だったり、保健福祉課等でも構成されている団体がありますので、そういった中でダイヤル189も含めた児童虐待の早期発見、未然防止の取組については情報共有を図っていきたいと思います。以上です。

5番（渡邊千恵美君）はい、議長。一番分かりやすい虐待かどうか分かるのに、集団健診とかがあると思います。乳幼児健診とか予防接種のときですね、医師や保健師、子供の発育や親子の関係を確認できる一番の機会だと思うんですけども、虐待を早期発見できる大事な機会ですね、私が思うには人が密集する集団健診を個別健診などに切り替えるとかしてですね、着実にそういった子供たちがいないように進める、そういった考えはないか伺います。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。現在、妊産婦健診とかでそういった虐待等、子供さんをちゃんと育てられるかどうかというのも確認しながら相談を行っているところであります、そういったところ、そういった子供さんがおられた場合には、担当課、子育て定住推進課と共に虐待の早期発見に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

5番（渡邊千恵美君）はい、議長。では、細目2に入りたいと思います。

未来を切り開く子供たちにとってもですね、生き抜く力、家族は重要なテーマだと思っております。3世代の減少、独り親家庭の急増によって、子供の養育環境の急速に悪化している現状です。貴重な子供たちが健やかに育っていけるように、子育てするなら山元町と具現化し、礎となるために、私は地域ぐるみで子供たちを育てるためにも、子供を守り育てるためにも、やはり子供への接し方が分からない親をどう支えるか。家庭に関する基本条例制定に取り組むべきと考えておりますが、再度町長の所見を伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい。先ほどもお答えをした中でさせていただきましたように、議員ご提案のようにですね、様々な形でこの地域の宝であるお子様の健やかな成長、子育てをですね、見守るという体制を構築するというのは非常に大事なことであろうというふうに思います。そしてまた、そのためにもいろんな手法があろうかというふうには思います。議員ご提案のような一つの目標を条例化なりでという対応もあろうかというふうには思いますが、町としてはご案内のように、私就任以降、子育てするなら山元町というですね、条例化まではいきませんが、大きなスローガンを掲げる中でですね、年々子育て施策の充実強化に努めてきたところでございますので、引き続きですね、そうした方向を大事にしながら取り組んでまいりたいなというふうに思うところでございます。

先ほど来から、虐待防止も含めてですね、地域全体でしっかりとサポートしていく体制、そしてまた身近な目標を持ってそれを共通の問題として取り組む体制づくり、いずれも大変重要なことではございますので、ご指摘の件も十分踏まえて、引き続きこの大きなスローガンである子育てするなら山元町のよりよい具現化に向けて取り組んでまいりたいなというふうに思うところでございます。

5番（渡邊千恵美君）はい、議長。子育てするなら山元町という大きなテーマであるということですけども、回答書には事業計画に基づいた子育て支援の事業計画を、さきにそういったことを行っていきたいということで頂いておりますけれども、これまでたくさんの

事業を進めていただいているのはもちろんそれは分かります、本当に。だからこそ条例制定が必要であると思います、それをまとめる上で。それで、携わった方は別として、直接家庭には届いていないんですね、そういったやってきたことが。

具体的に、先ほど教育長も言われましたけれども、3つの約束の中で、常に目に届いているという言葉が耳に飛び込んできました。本当にいつも家庭の見やすいところに貼っておいたりですね、そういった目に飛び込んできて、いつも家庭教育とか家庭保育などの礎になるような、そういったものが大事なんではないかなということを取り上げたわけなんですけれども、例えば熊本の家庭条例10か条ということをちょっとだけ長くなりますが、簡単に読ませていただきますと、第1条が家族の信頼感、第2条が挨拶の習慣化、第3条は罪悪の区別、第4条は感謝の心、第5条は我慢する力、第6条は命の大切さ、第7条は食事の団らん、第8条は体験の意義、第9条は地域全体での子育て、第10条は我が家の1か条ということで、熊本の家庭教育10か条でしたらこういった形で、全家庭に見やすいところに貼ってご活用くださいということで、全家庭にこういったものが配布されているわけなんですけれども、ぜひですね、我が町でもこういったせっかくここまで事業計画に基づいて子育て支援計画事業、本当にたくさん事業進めてこられて、子育てするなら山元町というそういった大きなテーマを掲げているということでしたら、やはりこういった条例をして、目に本当につきやすい常に目に届くような、そういった条例化が必要であると私は考えるわけです。ぜひとももう一度、改めてお考えしていただければ、本当に、何と言ったらいいのでしょうか、ご検討いただければと思います。

それでは、大綱2です。教育環境の整備、ハード、ソフト両面についてでありますけれども、コロナの影響もあることからですね、私は部活動に対して、根本的に中学校の部活動の在り方そのものを大会を含め見直す必要があると、そう考えてというか、そう思っております。生徒のニーズを踏まえて、そして部活動の設置ができるよう、改革に取り組む必要があると思いますが、教育長、その辺はどうお考えでしょうか。

教育長（菊池卓郎君）はい。先ほどの答弁でお話し申し上げましたが、基本的に部活動の設置は学校単位で考えていくことになっております。今般、山元中学校が新設されるということに当たっては、昨年度、それから今年度、その開校に向けていろんな準備をしているわけですが、その中で現在の山下中学校、坂元中学校の担当者あるいは管理職を含めて山元中学校に置くべき部活動については、昨年度の段階で今後のことも考えて、現状、山下中学校に設置している部活動を基本とするということにしたわけですが。理由については先ほど申し上げたとおりで、特に一番私が大きいなと思うのは、人数のこともそうなんですけれども、中体連との関連がやはり現場では大きいのかなと。新たに部活動を設置するということは簡単なことではないんですが、やはりその設置する部活動が中体連との関係で大会の開催、先ほどお話ありましたけれども、それを見直すべき時期ではないかということですが、これを見直すかどうかというのはまた別の機関がやるべきことなので、学校としてはこういうふうの中体連のほうで専門部会を設け、大会を開催するというように現場が合わせていくと。そこに含まれない部活動を設置するというのは、子供たちの動きとしてはなかなか難しくなる部分がありますので、それを前提とした部活動の設置となるのはやむを得ないのかなというふうに考えております。以上です。

5番（渡邊千恵美君）はい、議長。必要に応じて学校内で検討していくことになるという回答で

すけれども、教育委員会は全くこれから助言しなくていいのかどうか、その辺教えてください。

教育長（菊池卓郎君）はい。先ほど申し上げたとおり、基本的には学校で、その地域の立地条件とか生徒数、それから教員数、例えば坂元中学校は現在部活数が非常に少なくなったわけですがけれども、以前あった部活動をなくすというのを学校の教員のほうで一方的に、ただ来年度からこの部活動をなくすというふうな簡単な決め方ではなく、縮減してきましたし、最近でも山下中学校では女子のソフトボール部が2年前になくなりました。それをする際も、やはり入部希望する生徒数に応じて、それも時間をかけて、まずは休部状態にし、その後新たに入るという希望する生徒がいなければ、その次の段階では部活動をなくするというふうに段階を踏まえて改廃、設置とか、廃部とかというのをしているわけですね。それはやはり学校のそれぞれの状況に応じた設置ということになっておりまして、教育委員会で積極的にこうすべきあすべきというよりも、まず学校のほうで検討いただくと。相談があれば乗るということはあるかもしれませんが、基本的には学校内で検討していくべきものと考えております。

5番（渡邊千恵美君）はい、議長。すみません、同じ繰り返しになってしまかと思うんですけども、もう一度確認させてください。それでは、新たな部活動の再編とか、柔軟な設置の廃止とか、ルールづくりですね。そういったことの考え方は学校にということで、検討してもらおうということですか。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。これは基本的には先ほど申し上げたとおりで、学校のほうで今後どうするかということの相談があれば乗ることはあるにしても、やはり学校それぞれでルールを決め、基準を決め、それに沿って部活動の設置や廃部等を決めていくと。実際、私が現場におりましたときに、山下中学校に赴任した際、校内で今後の生徒数の減少を踏まえて部活動の廃部に関するルールづくりをしておりました。それは時間をかけて先生方がこういうふうにしていくと子供たちへの、何というか、配慮もできるし、急激な変動ということもなく進められるのではないかとということを検討して決めていって、その延長が先ほど申し上げたソフトボール部の廃部ということにつながっていったわけです。そのようにして、基本的には学校のほうでルール化をして、設置、廃部を検討していくということだと思います。

5番（渡邊千恵美君）はい、議長。部活動に関わることに限らずなんですけれども、働き方改革の中で先生の部活動に関わる先生方の過重労働ということも懸念されておりますけれども、そういったことも教育委員会ではどう考えておりますか。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。教員の働き方改革については、国のほうからいろんな方針を示され、具体的に言えば、部活動に関してはガイドラインを設けてそれに沿って進めるようにということで、町としてのガイドライン、学校としてのガイドラインを決めて、今部活動をやっているところです。具体的には、例えば朝練習などは簡単にやるものではなく、時期を決めて校長の承認の下に行うとか、土日の週休日2日あるうち、部活動は基本的には1日だけと。ただ、時期によっては2日間ともやるということはあるけれども、年間をならして考えたときには、土日のうちの1日の割合での部活動というふうなことで、教員の勤務時間があまりに長時間にならないように配慮しながら活動を進めているところです。

そういう中であって、現在は外部指導者とか、部活動指導員。特に部活動指導員につ

いては学校の顧問に代わって生徒を引率して大会に参加することも可能であるというような立場の人の導入も今認められているところですが、ただ平日の時間、放課後の時間あるいは休日の時間を割いて、ある特定の競技について学校の先生に代わって指導をお願いできる方というのは、やはりなかなかいっしょになくて、国では進めたいということですが、実際にはその部活動指導員の普及はそんなに進んでいない状況ではないかなと認識しております。以上です。

5番（渡邊千恵美君）はい、議長。仙台大学と山元町で、近日といたしますか、連携協定を結びましたが、中学校の部活動支援事業に関する連携協定は、そういったことも考えているかどうかお聞きします。

教育長（菊池卓郎君）はい。仙台大学と連携協定を結ばせていただいて、大学からのいろんな支援なり、ご指導なりをいただけるような状態にはなったんですが、以前は学生さんの例えば中学校での部活動の指導に関するボランティア的な協力を得られるかなというふうなことも考えておったんですが、実際問題、大学のほうとお話をしますと、大学に来ている学生さんもそんなに時間的、経済的に余裕があるわけではなく、平日あるいは休日にしてもですね、どこかの部活動、中学校の部活動の指導に来てくださいますと言われても、それに応じられる学生は実際は少ないと、あまりいないのが実情だということをお伺いしております。

それと別に、例えば体育の授業で学生の模範演技をして見せてもらうとか、あるいは具体的な指導をしてもらうとかということも、連携の在り方として考えられるかなと思うんですが、その際にもやはり時間的に余裕があるといいますか、うまく合う学生さん、それから行き来の交通費等も準備をした上での対応ということになるので、その辺については可能性を探りながらやっていきたいとは思いますが、部活動に関しましてもなかなか仙台大学の学生さんの協力を得るといことはちょっと簡単ではないなと思っております。

5番（渡邊千恵美君）はい、議長。あくまでも私の思い、考えですが、やはり学校とかですね、これからどうなっていくか、そういった流れになっていけたらどうかなという考えなんです、学校と地域が実態に応じて、地域のスポーツ団体とかと連携しながらですね、共に子育てを、育てていくという、そういった地域におけるスポーツ環境の整備、そういったのにつながっていくように、そうですね、スポーツ団体との連携とか、そういった連携で、本当に根っこから部活の在り方の見直しをして、子供のそういったいいところを伸ばしたり、本当に隠れていた才能を伸ばしていく、そういったことにも関わってくるのかなと思、そういった協働を融合した形での地域の部活動の在り方ですね、そういったのも考えてほしいと思いましたが、その件についてはどうでしょうか。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。今おっしゃったことは、できればそういう方向でうまくできるというところだと思います。今後もそういう可能性は探りたいと思います。

あと、実際に、これまでもやはり協力的な人が進んで部活動の指導に来てくださった例は幾つかあります。先ほどちょっと申し上げた外部指導者という点でもお願いして、協力をいただいている方がいらっしゃいます。そういうつながりとか、協力関係が今後広がっていけば、学校にとっても、ある意味子供たちにとってもいいことではないかなと思いますので、その可能性は探っていきたいと思います。

5 番（渡邊千恵美君）はい、議長。それでは、大綱 2 の細目 2 ですね。再質問させていただきます。

環境整備に当たると思うんですけれども、8 月 9 日の朝、ちょうど日曜日だったから特に被害もなく大丈夫でしたけれども、登校中でしたら大事故になるところでした。本当に 3 メーター以上の高い位置からですね音がして落ちてきているという、そういった中で、やはり何でしょうか、自然現象なんですけれども、回答にあるように取組と定期的かつ計画的に実施することに加えて、これからまた安全管理を徹底するということが間違いございませんか。確認させていただきます。

教育長（菊池卓郎君）はい。今おっしゃっていただいたようなことというのは、議員のお話に限らず、これまでもあったのではなかったかなと思います。特に、災害等の後ですね、樹木その他に影響があって、それで木が倒れてしまうとか、枝が飛んでしまうというようなこともやはり考えられますので、定期的に見ていくときに、下のほうに落ちていないかということだけでなく、やはり木の伸び具合とか、枝の張り具合とか、そういうことも含めて点検していく必要があるかなと。やはり心配される場合には、その心配されることが起こった、災害等が起こった後に、きちんと周りを、あるいは通学路を点検するということは必要だと思いますので、この辺は徹底していきたいと思います。

5 番（渡邊千恵美君）はい、議長。次に移りまして、大綱 3 の再質問をさせていただきます。

大綱 3 ですと無電柱化の推進についてということなんですけれども、この無電柱化のお話ですね、ほかの議員と、ほかの他市町村の議員と話している中での話でしたけれども、山元町だったらどこが無電柱化にふさわしいかなと考えるときにですね、やはり七十七銀行があり、郵便局がある商店街ですか、そういったところを思い浮かべまして、ただ魚屋さんからですね、山下商店街と言われるそういった道というか、何というんでしょうか、旧市街地というわけじゃないですね。既存の市街地内の道路ということで回答書に書かれて、既存の市街地内の道路でということの回答書の中にありましたけれども、そのところ、無電柱化したらどうかなということが頭にすぐ入ってきたんですけれども、この計画は 3 年間と言われていて、2018 年から 2020 年度ということの 3 年間、国土交通省が脱電柱社会ということで打ち出している事業なんです。

町長に伺いたいんですけれども、この 3 年間ですね、山下駅が核ならば、やはりその七十七銀行とか郵便局のあるその商店市街地はへそだと私は思っている一番大事な商店街のところだと思っているんですけれども、この 3 年間、無電柱化の考えとか、そういった道路の整備、今までたくさんされてこられましたけれども、考えはありましたでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。我が町の無電柱化の可能性、対応ということでございますが、先ほどお答えした趣旨につきましてはですね、渡邊議員の思いと共有する中で回答させていただいたところでございまして、私のほうとしても新市街地以外に可能性のある路線地区としてはですね、真っ先に山下の町なかを考えられるのかなというふうな思いで回答を申し上げたところでございます。

考え方、発想としては大変よろしいわけでございますけれども、やはり具体的に事業化にということになるとですね、やはりその地域の置かれた状況というものも相当程度勘察していきまないと、なかなかそういう制度があるから、有利な支援制度があっても、そういうふうはこの事業を導入するというのは至難の業なのかなというふうにご

りますし、そういうふうな思いで先ほど1回目の回答をさせていただいたというようなところがございます。

5 番（渡邊千恵美君）はい、議長。この無電柱化を推進するに当たってですね、国交省では無電柱化ワンストップ相談窓口というのがありまして、私はそこに電話をしてみました。そうしたらですね、全国約1,700の市町村がある中で無電柱化を実施したところのある自治体は約400と言われていています。無電柱化を推進するに当たってノウハウが課題であると、最初大変だろうということで、そのところでノウハウが必要だということなんですけれども、こうした国の事業が全国ブロック分りやすいように説明したいということで、積極的に全国10ブロックに設置してあるこのワンストップ相談窓口なんですけれども、決してですね、そして聞いたところによると、人口密度が高く費用対効果の見込める一定以上の都市部に適合した事業だけではないということが分かりました。

それと、ここは子供たちの通学路でもありますし、そして生活道路といいますか、七十七銀行さんとか、郵便局、商店街、昔ながらのそういった生活に関するものに、本当に皆さん山元町の住民の人たちが関わる、そういった道路でもあります。

そういった中で、社総交と言われるそういったお金、2つから出せるようなそういった仕組みになっておりまして、町長もお分かりだと思いますけれども、社会資本整備総合交付金と防災安全交付金、こちらの道路も手がけたら、どちらも利用できる可能性があるという、そういったこともお伺いしております。今年度、20年度ということで、私もこうして一般質問で取り上げるのも遅かったわけなんですけれども、またこういった国土交通省から新たな延期期間とか事業推進計画が出されたらまた考える、そういった計画は、思いはあるかどうか、お伺いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。例えばですね、山下町の町なかを対象にですね、可能性を探ったときに、あそこは表側のメイン道路だけではなくてですね、東の町東地区と言われるあの辺一帯の面整備、大げさに言えば再開発的なそういう事業をみんなで協力してやろうというふうな、そういう機運、動きがあるようであればですね、先ほども言ったように管路の埋設だけでなく、裏配線というようなことの可能性も含めてのそういう関係は生じてくるのかなというふうに思いますけれども、今のままで、今の道路を利用して地下化、無電柱化という整備方式では、余りにも費用対効果にちょっと検討の余地があり過ぎるのではないのかなというふうに考えるところでございます。

5 番（渡邊千恵美君）はい、議長。これまで避難道路の数々、歩道の整備、手がけていただきました。優先順位もあると思いますけれども、やはり山下商店街のそういった道路、歩道、そういった無電柱化は困難であるということの考えであるということが分かりました。しかし、災害防止とか、歩道の通学路でもあることから、整備するというそういったお考えはあるかどうか、お聞かせください。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。今、通学路という言葉も出ましたけれども、町として今の山下の町なかのメイン道路もですね、そういうふうな利用のほうに供されている側面も十分理解しているつもりでございます。そんなことも意識しながら一つ考えているのは、新市街地からですね、北のほうに用水路の上にある道路を改良して、いわゆる大道のほうに一定の通学路も意識した道路整備もして、あるいはたけだ魚屋の前を歩いて小中学校のほうに通ずるそういう通学路としてのアクセスも考えているということでございますし、あるいはそのほかにも小中学校に例えば町なかから今のメイン道路を避ける形でど

ういう通学路があり得るのかというふうなことも、これからの検討課題にもなろうかなというふうに思いますので、無電柱化での山下市街地の中の無電柱化だけでない方策もいろいろ検討しなければならないというふうに思っています。

5番（渡邊千恵美君）はい、議長。次世代につなぐために、町の活性化、安全安心なまちづくりのために希望を述べて、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（岩佐哲也君）5番渡邊千恵美君の質問を終わります。

議長（岩佐哲也君）続きまして、11番菊地康彦君の質問を許します。菊地康彦君、登壇願います。

11番（菊地康彦君）はい、議長。11番、菊地康彦です。令和2年第3回山元町議会定例会におきまして一般質問を行います。一般質問については、大綱2件、細目5件の内容となります。

まず、大綱1、未舗装道路の舗装化や農道の整備計画について、質問を3件行います。

近年、生活道路は安全性や、それから利便性を求めることから、舗装道路が一般的となっております。大雨や台風により未舗装道路からの土砂流出等の被害が多発することで維持管理費が増え、またその被害により孤立状態に陥る世帯もあります。他方、生活に大きな不安を与え、財政負担や住民生活に危険性のある未舗装道路の舗装化は維持管理の面でも必要不可欠と考えます。しかし、舗装化するための明確な規定や指針が示されておらず、舗装計画も曖昧で、行政区長の要望も出しにくい状態にあることが本町の舗装化の遅れにつながっていると思われまます。

また、圃場や農業機械の大型化という大きな農業進路変更に対して、多くの自治体や国でも取り上げている農道や圃場等の危険箇所の点検並びに安全対策等、農作業事故の未然防止についても必須と考えられます。

以上の観点から、町長の考えについて質問をします。

細目1、町道を舗装化する際の考え方について。

細目2、法定外公共物、いわゆる赤線道路を生活道路として利用している区間の維持管理や舗装化する際の考え方について。

細目3、農道並びに農道を生活道路として利用している区間の維持管理や舗装化する際の考え方について。

それから、細目4、農業機械の大型化に対応できる急勾配や道幅が狭いなど危険性のある農道や、農道から圃場へ乗り入れ口の整備の検討や計画を進める考えはないか。

次に、大綱2、環境保全対策について。

東京電力福島第一原子力発電所にたまる放射性物質を含む処理水の海洋放出が論議されており、我が町の漁業は大きな岐路に立たされようとしております。

以上の観点から、町長の考えについて質問いたします。

細目1、我が町の漁業を守り、継続するために、放射性物質を含む処理水の海洋放出に対して国や県に説明会を求め、断固反対の立場を表明する考えはないか。

以上、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（岩佐哲也君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは、菊地康彦議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、未舗装道路の舗装化や農道の整備計画についての1点目、町道を舗装化す

る際の考え方についてですが、現在町道として町が管理している路線数は588路線で、総延長は約304キロメートルあり、舗装化されている路線延長は約250キロメートルと全体の82%程度となっております。昨年度における県全体の市町村道の舗装率は76.1パーセントであることから、本町の舗装率は県内でも非常に高い水準となっております。

未舗装路線の舗装箇所選定における基本的な考え方といたしましては、各行政区からのご意見やご要望をいただいた箇所のうち、利便性向上の観点から、受益者や利用者が相対的に多い場合と、維持管理の観点から道路の砂利の流出を防止できる場合等を優先的に舗装を実施することとしております。昨年度は、利便性向上の観点から、真庭、山寺、浅生原区内の約700メートルを舗装するとともに、維持管理の観点からは上平、鷲足区内において4路線、約300メートルを舗装いたしました。

今年度につきましても、同様の考えの下、高瀬区内の1路線約300メートルについて既に舗装工事を実施しており、さらには八手庭、大平、山寺区内の4路線約400メートルについても年度内に舗装工事を実施する見込みであります。

また、新たな取組として、ミニ開発団地の私道に対する舗装や側溝の改修等に要する費用の支援策についても、現在制度の検討を進めていっているところであります。今後も各行政区長等からのご意見やご要望等を踏まえ、計画的に舗装工事を実施してまいります。

次に、2点目、法定外公共物、いわゆる赤線を生活道路として利用している区間の舗装化について及び3点目、農道を生活道路として利用している区間の舗装化についてですが、関連がありますので一括してご回答申し上げます。

現在、農道として町が管理している路線数は309路線で総延長は約123キロメートルあり、舗装化されている路線延長は約8.3キロメートルと全体の7%程度となっております。

未舗装路線の舗装箇所選定における基本的な考え方といたしましては、さきの町道における考え方と同様に、地区要望をいただいた箇所のうち受益者や耕作者の利便性の向上が見込まれる場合や、一定程度住宅が張りつき生活利用のある農道に加え維持管理の観点から災害等が頻発する箇所も実施するものとしております。また、これらに加えて、農作物の商品価値の確保を目的とした荷傷み防止として実施することにも取り組んでいるところであります。

今年度における農道の舗装整備事業としては、山寺区と真庭区からの要望を受けていた箇所について、現道幅員での舗装化を進める予定でおります。今後も舗装箇所選定における考え方を踏まえ、計画的に農道の舗装化を進めてまいります。

次に、4点目、農業機械の大型化に対応できる農道や農道から圃場への乗り入れ口の整備についてですが、山元東部地区農地整備事業など、これまで補助事業を活用して整備を進めた地区については、区画形状に応じた農道や乗り入れ幅員は基準に即した整備を行っており、農業機械の大型化に対しても一定程度の配慮がされたものと考えております。

一方、それ以外の地区、特に国道6号から西側の地区については、農業機械の大型化に対応できていないなど、耕作条件の悪い農地が多数存在している現状にあります。また、高齢化や担い手不足など農業を取り巻く環境が一層厳しい状況にあることも認識し

ております。そのような地区において、土地改良事業を導入する場合、地区として事業採択に必要な受益面積の確保や利害関係者からの事業同意等の合意形成が必要となることから、町主導での取組が難しいのも事実であります。

本件に関しましては、以上のように、耕作者の意向、農地の利用状況、整備実施の費用対効果等、様々な要因がありますことから、これらの整備検討については現在制度上求められております人・農地プランにおける地域担い手への農地の実質的な集積化の状況を踏まえ、第6次山元町総合計画に掲げております地域の実情に応じた事業支援を念頭に検討を進めてまいります。

次に、大綱第2、環境保全対策についての我が町の漁業を守り継続するために放射性物質を含む処理水の海洋放出に対する考えについてですが、新聞等報道のとおり、今年2月、経済産業省の有識者による処理水の取扱いに関する小委員会において、水蒸気放出及び海洋放出の案が提案されたことを受け、去る6月、県漁協から県及び県議会に対し、海洋放出を行わないよう国に求める要望書が提出されております。県ではこの要望を踏まえ、7月の国に対する定期要望活動において、処理水の取扱いについては地元関係者の意見を十分に聞き、広く国民の理解が得られるよう万全な対策を講ずるよう要望しているところであります。

原発事故による風評被害については、東日本大震災から9年が経過してもなお福島県を中心に続いている状況下、処理水が海洋放出されれば、福島県のみならず本県においても風評被害が再燃し、再び地元漁業者が苦境に陥ることが懸念されますことから、福島県に隣接する本町といたしましては危機意識を持って国に対し万全な処理水対策を講ずるよう、県や県内沿岸市町、漁協等関係団体と連携を図りながら対応してまいります。

以上であります。

議長（岩佐哲也君）ここで換気のため暫時休憩とします。再開は2時30分、14時30分とします。

午後2時17分 休憩

午後2時30分 再開

議長（岩佐哲也君）休憩前に引き続き会議を開きます。

11番（菊地康彦君）はい、議長。それでは、再質問を行いたいと思います。

私、今回、大綱1は町の管理する道路だったり農道、それから法定外公共物、いわゆる赤線道路ですね。こちらについての舗装化する際の考え方を共通してお聞きしたわけですが、再質問の前に一応確認したいんですが、今ご回答のあった舗装化の際の考え方として、ルールだったり計画ですね、そういったものが回答いただいているわけですが、要約してまとめた回答として私が考えるに、この舗装化する際はルールにのっとり計画して要望を踏まえて実施を行っているというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。基本的にはそのとおりでございます。

11番（菊地康彦君）はい、議長。それでは、その上に立って再質問を行いたいと思います。

今、町道のほうからまず再質問するわけですが、事前に調査しますと未舗装化

路線が156ほどあって、今現在要望が結構出ております。各行政区長さんから結構な要望、それから震災によって、すみません、台風災害ですね。大雨によってですね、補修しなければならない道路、こういったものがかなり出ておるわけです。それで、その上立ってですね、その要望が増えているこの要因は何かとお考えでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。議員ご指摘のようなですね、最近の台風なり大雨とか、自然現象による一定の被害損害というふうな部分もあるんですけども、その前に共通理解しておきたいことは、うちの町では相当道路なり、今回は水路のところまでの、青線のところまでのお話にはなっておりませんが、そういうところを含めますとですね、震災前からの積み残しが200件を超える部分があるわけがございます。私の前任者の方はそれまで毎年各行政区から定期的に提出していただいております要望事項については、点的にはある時点でそういうスタイルはおやめになったと。要はですね、頂戴するのはよろしいんですけども、なかなかその処理、対応はなかなか容易ではなくてですね、何のための要望意見なのかというふうな、そういう判断、思いがあったらしくてですね、そういう形は私が就任する前にやめた形になっております。

私としては、震災後の復旧復興を進める過程で、当面、当座は当然、浸水区域に重点的にですね、取り組んでまいりましたが、平成27、8年頃からの各行政区との懇談会におきましてですね、やはりそろそろ丘通りの地区にも光を当ててほしいというふうな、そういうご意見、ご要望も多数ございましたので、たしか28年度の12月議会だったというふうに思いますけれども、私はあえて12月という時期にもかかわらず議会の皆様のご理解を得て、そういう対応をするための補正予算を措置してですね、それ以降、より計画的に従前からの提案課題の解消に取り組んできたという部分がございます。おかげさまで100件以上の件数を処理してきておりますけれども、まだ100件以上を超える積み残しがございますし、その過程で先ほど言ったようなですね、新たなプラスアルファの部分も出てきているというふうな状況がございます。引き続きですね、一生懸命その解消に向けて対応してまいりたいなというふうに考えているところでございます。

11番（菊地康彦君）はい、議長。今、積み残しというお答えもあつたんですが、その点については我々も把握できていないところはあるんですが、その別な視点からいけば、先ほども話があった雨の際の土砂流出等で被害が続発していると。それから、先ほどルールというお話もしたんですけども、このルール自体がうまく多くの区長さんたちに伝わってなかったんじゃないかなというふうな疑問も抱くわけですが、その理由にですね、区長さんから聞かれるのは、町道の舗装をお願いする際は行き止まりは駄目なんだと、それから利用者が多くないと駄目なんだということで、結構諦めていた方もおつたというふうに聞いております。

それで、今回の回答の中には、きちんとしたルールづくりが出ておまして、こういった観点からいってですね、事前にこういうものが周知されれば、もう少し町道の舗装といったものも、優先順位もありますけれども、その中で優先順位をつけておれば、今問題になっている未舗装道路で大雨の際に被害を被っているとか、そういったことが少なかったんじゃないかなと思うんですけども、この辺のルールの周知についてどのようにお考えかお聞きいたしたいと思っております。

町長（齋藤俊夫君）はい。確かにですね、だんだんご紹介申し上げましたようなこれまでの取組

過程がございましたのでですね、今回菊地議員にご回答申し上げたような基本的な考え方を最近の区長会の中でですね、改めて触れてきたかという、その部分については今後に向けて対応を要するものもあるかなというふうに思います。

ただ、その一方でですね、区長会におきましては、議員各位にもお渡ししているように、当初予算が成立した後ですね、町内の管内図にですね、工事箇所をいろいろ管理区分に分けた形で図示しておりますね、あのおり本当に隙間がないくらいの路線あるいは工事箇所を記載しておりますね、区長さん方についてはあの図面でもっていろいろ確認したい点もあるんだろうというふうに思いますけれども、町が今、こういう形で一生懸命応援職員の力もお借りしながら取り組んでいるという、そういう実態をですね、相当程度ご理解していただいているものですから、あえて議員からご指摘のようなですね、道路の確認というのはご遠慮されてきたかなというふうな部分がございます。それはそれとしてですね、やはり基本的なところを共通理解するということはいろんな分野で共通するベーシックな問題でもございますので、10月に予定されている区長会議の機会がございますので、そういう機会を捉えて早めに共通理解すべきところは共通理解を急ぎたいというふうに思うところでございます。

ただ、もう一つ補足しておきたいのは、先ほど基本的な考え方をご紹介いたしました、やはり受益者、利用者の少ない路線なり、行き止まりの路線までですね、きめ細かく対応できる余裕はまだございません。ただし、以前の各行政区との話合いの中で経緯経過があるものがございます。そういうものについては、仮にそういうふうな路線であっても、これまでの経緯経過を尊重しながらできるだけ早めに解決に取り組んできた箇所、路線もあるというようなことも併せてご理解いただければというふうに思います。

11番（菊地康彦君）はい、議長。そうですね。まるっきり町が何もやらなかったわけでもなく、本当にせっぱ詰まった中、震災後の中でも施工しなければならなかった部分も多くあったと思います。ただやはり、先ほど町長も言われたとおり、区長さんたちはそういうことも含めながら何か遠慮をしていたというところが多かったみたいで、それである地区ではそういった部分を今の考え方を改めて、そういうこともできたんだなということで申込みをしている区長さんたちもあるわけですがけれども。それで、その中でも、やはり区の中で優先順位をつけて町執行部との協議を重ねて、どこからというふうな、これも聞いております。

それで、今言われている中で、どうしてもできない部分もあるんですが、山手のほうに行くと土砂災害特別区域とかということで、大雨が降ればもうとにかく避難をしなきゃならない地区もあります。その地区の、言ってみますと、やはり軒数は少ない、やはり行き止まり。そういうところにいろんな危険があるんですが、やはり受益者の利益、利便性だったり、それから受益者が多くないとなかなか町道の舗装化は難しいという点も理解できるわけですがけれども、まずそういうせっぱ詰まった方もいるので、その辺は今後、担当部局ですね、区長さんがやったりして、優先順位をなるべく上げてもらってやっていただきたいと思います。

その中で、先ほど申し上げたルールのほかに計画というものもあります。この計画についてちょっとお尋ねしたいんですが、計画性があるかないかという、町長は先ほど予算化の中でこういう路線が今年の計画にのっているよと。それで、6月の同僚議員の質問をした際にも、今年はこのことを計画に入れていきますということで私も真面目に聞

いてきたんですが、今回の回答には、それに加えて私が聞いたのは、八手庭と高瀬というふうな2カ所だったんですけれども、今回それに新たにですね、大平、山寺区内の4路線という、2路線が追加になっておるんですけれども、この点は臨機応変の対応ということなのか、そもそも最初から計画が入っていたのか、これをちょっと確認したいんですけれども。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。まず、基本的な部分を私からお答えしてですね、今の後段の個別具体のところは担当の建設課長のほうからお答えをさせていただきたいというふうに思いますが、まず計画的なというふうなところで申し上げればですね、30年度以降の例えば未舗装箇所に対する予算措置ですね。大体1,200万ぐらいで推移してきておりまして、その中で先ほど来ご説明したような考え方を当て込んだ場合の優先順位で対応してきているというのが基本的な部分でございますし、令和2年度は1,200万から2,600万に予算を大きく増やしております。これは以前、町の臨時職員で行っていた作業もですね、これを年間の維持管理を委託に切り替えてきたというような部分もございますので、人件費相当分的なものをプラスして予算化して、今2,600万ぐらいになっているということでございます。具体的話は課長のほうからお答えします。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。6月からの箇所の追加ということに関してでございますけれども、基本的には臨機応変という言い方になってしまうかもしれないんですけれども、6月議会後にですね、ご要望いただいた箇所の中で、利用状況等から考えて合致するであろうということと、あと以前からいただいていた話がちょっと実現できていなかったという部分を発見してしまったという部分ございまして、急遽という形になりますけれども、箇所に加えたものでございます。

11番（菊地康彦君）はい、議長。ふえることは、決してこれは悪いことじゃありません。そういう事情もあるということで、喜んでくれる方も多いと思うんですけれども、その裏に隠れて長年ですね、要望しているんだけどなかなかしていただけない、そういった場所もあって、何度となく私も訪れるんですが、いつになったらやってくれるんだというような要望も中にはあります。これは、今言われている区長さんの要望だったり、現場でのつじつまを、つじつまじゃないな、調整をするような作業の中で漏れてしまうかと思うんですが、本当に長年ですね、県道じゃない、町道にその砂利が流れるたびに、自分が重機を使って処理をしていると。確かに条件は悪いんですね。行き止まりですし、軒数も2軒ぐらいしかないところで。

ただ、やはりそういった維持管理の面から考えると、誰が被害を被っているかということ、町では確かに砂利を出せばいいんですけども、誰が敷いているかということとじいちゃんばあちゃん。重機使って頼んでいる人もやっていますけれども、そのたびに通りたくなくなるんです、私はここを。でも、やっぱり行かざるを得ないから、行って怒られてくるんですけれども、そういったことはやはり重点的にやっぱり地元の人と話をして、早く順番を上げてあげたいというのが私の気持ちなんですけれども、そういった点ですね、計画性ということでお話ししたわけですが、そういったものをやっぱり順位を上げていただかないと大変なんじゃないかなというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）先ほどもお答えしたようにですね、これまでの流れもでございますので、まずは各行政区長さんに基本的な進め方を共通理解していただく中で、それぞれの地区の積

み残しになっている案件で急ぐべきはどこなのかですね、その辺を洗い出しをしていただいて、なおかつその優先順位も勘案していただく中でですね、対応すべきかなというふうに思いますので、先ほども言いましたように、議会直後の区長会を活用してですね、その辺の進め方についても再確認をしながら対応してまいりたいなというふうに思います。

11番（菊地康彦君）はい、議長。苦言ばかり言って大変申し訳ないんですけども、本当に舗装、今年ここを舗装するんだということで行ってみると、本当にここを利用する人がいるのかというところがあったり、そういった部分が何で優先的になるのかなという疑問も私も持っていたもんですから、やはりその核心については話、考えですね。そういったものが住民の方にだったり伝わるといいなというふうに思っているわけです。

それでは、次に、細目2と3、一括説明だったので私も別々に質問がなかなか難しくなってきたので、一括して質問をしたいと思います。

その中でですね、法定外公共物の舗装なんですが、赤線道路ですね。これは事前調査の中では、舗装はないという返答があって、ちょっと私もああそういうものなのかなと思っていたんですが、この回答を見ると、法定公共物は、舗装のところは農道だと。それで、農道と同じ考えで、赤線道路は考えてよろしいんでしょうか。

農林水産課長（佐藤和典君）はい、議長。議員のご質問であります農道と法定外、通常赤道と言われる考え方なんですけど、農道につきましては町が農作業用道路として管理すべきものというふうに位置づけているものでございます。法定外公共物の中の赤道というものはそれ以外のものということで、基本的には国からの払下げをいただいた里道というような扱いになってございますので、よろしくお願ひいたします。

11番（菊地康彦君）はい、議長。そこは理解しているんですけども、今回の回答の中で、未舗装道路の舗装箇所選定における基本的な考えという中に、さっきの町道における考え方同様にという農道に対しての答えなんですけど、法定外公共物に対してはないものですから、考え方として、この回答の中で、農道用地の大半は法定外公共物となっているということと併せると、この法定外公共物も農道と同じような舗装箇所選定の中にも含まれるのかなと解釈したんですが、そこではなかったということですね。

農林水産課長（佐藤和典君）はい、議長。農道のもともとの敷地にございましては、払下げを受ける前から作業用道路として、農作物としての耕作用道路として使われている部分もございまして、そういったことを踏まえたときに、農道と規定していなくても、作業用道路として一定程度の利益なり、利益といいますか使用者がいるというようなこともちょっと想定されたものですから、そこに一応、考え方としては一定程度並べた考え方もあるという意味でお答えさせていただいております。

11番（菊地康彦君）はい、議長。とすれば、この舗装することは可能と捉えてよろしいんですね。

農林水産課長（佐藤和典君）はい、議長。考え方といたしましては、お答えさせていただいたとおりですね、受益者、耕作者の利便性の向上が一定程度見込まれる場合とか、あとは家が張りついている場合というようなか所の中で考えさせていただくような形になるかと思っております。

11番（菊地康彦君）はい、議長。それでは、この法定外公共物に対して、受益者なり、区なりからの舗装要望は出ていないんでしょうか。

農林水産課長（佐藤和典君）はい。今ですね、手元にちょっと資料のほうはございませんが、区の

要望の中には、個人の出入口というようなところの希望も若干あるかと思いますが、そういった点につきましては、一定程度ですね、皆さんがお使いになる道路というようなところの範囲の中で、順位づけなりなんりの判断をさせていただくようになるかと思いますが。

11番（菊地康彦君）はい、議長。なぜお伺いしたかという、要望を出しているんですね、住民は。それが記録に残っていなかったり、確実につかめないというのも事前調査のほうで聞いたんですけれども、なぜこういうことが起きるのかなと思ったら、やはりそこは赤線ですからという一言だったものですから。それで、住民の方に知っていますかと聞いたら、分かんないと。法定外、何だその赤線と、町道だと思っていた、農道だと思っていたということと言うような住民もいました。そこは5軒の住宅の方々、住宅だったり使っている道路でして、そこにも当てはまるし、確かに最後は行き止まりっぽい、昔の道路なんで迂回できるんですけれども、道路自体が何かよく分からない山道というか、さっき里道と言っていましたけれども、そんな感じの部分もあったりして、条件が当てはまるんだけど、その方々は何で断られたかと言ったって、行き止まりだからだめだったと言われた話だなという住民の方のお話だったんですね。ですから、この法定外公共物、赤線道路が農地と同様、町道と同様の、先ほど一番最初に私の周知だったり計画の仕方ということで確認させてもらったわけですが、そうするとこの方々への対応は間違っていたというか、うまくつながっていなかったんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

農林水産課長（佐藤和典君）はい、議長。個別具体的な場所に係る部分でございますので、今この場でちょっとその経緯というものにつきましては、ちょっとお答え、はっきりと確認が取れていないような状況でございますので差し控えさせていただきたいと思うんですが、基本的に個人の出入口というようなところにつきましては、専用物といいますかですね、個人で使われるものということで一定程度の公共性というようなところも勘案しながら、判断する際には、当然順番的にはですね、優先的なものとしては下がってくるというのが一般的な考え方ではないかと思えます。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。少し補足させていただきます。

我々が確かに専門用語的に、通称、いわゆるということで赤線の路線というふうに呼んだりするわけでございますけれども、地域住民の方にとっては、この世代交代が進む中で、年配の方はこういう要望なり、区分けなりというのはされている方もいらっしゃるかもしれませんが、年々そういう意識は薄れていくのもこれは事実でございますので、言わずもがなの話では、これはミスマッチになるわけでございますので、これも含めて改めて区長さんを通じてですね、その辺の基本的な部分を共通認識、理解をいただく中で、積み残しになっている解消も含めて対応してまいりたいというふうに思いますので、何とぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

11番（菊地康彦君）はい、議長。担当部局からも、町長からも前向きなお話でしたので、まず私はまだこの1件しか分からないので、担当部署でもっともしかしたらあるかも分からないということも聞きます。ですから、なるべくそういった方々を救済するような対策が必要だと思いますので、今後に期待したいと思います。

それでは、細目4件目の農業機械の大型化に対応できるということで再質問いたします。

回答の中では、大規模なですね、内容になってくるので、土地改良事業を導入するとかっていろんな大きなところに発展するんですが、私が質問している内容は、結局そういう急勾配だったり、道幅が狭いという、本当に農作業事故を起こして、全国的にですね、起こして、トラクターの下敷きになったりとかしている事例が出てきております。国も農林水産省からの対応策だったり、宮城県でも対応策といったものを冊子にして出しております。近くの市町村でもそういった注意喚起をしているということなんですね。

それで、私はこの大きな事業についてですね、やっていただくなんて、そうそうこんなことは考えていないんですけれども、まずやはり未然防止、今起きている全国の例を挙げて、やはり当町でもやっぱり国道から、6号線から西側の農道、農地が昔のままだったり、不耕作されて荒れていたりということになってきているので、そういう点検とか安全の対応をですね、町として取らないのかという質問なわけですが、その点についてはいかがでしょうか。

農林水産課長（佐藤和典君）はい、議長。今、議員のほうからお話しありました6号線よりも西側の地区での農道、作業用道路の狭隘化といいますか、そういったところの対応というようなことですが、農道そのものにつきましては、作業用道路ということで、町長の回答のほうにもございましたとおり、旧来以前から圃場が小さい中で十分対応していたものが増えていると。そういったものが近年の大型化に伴いまして、なかなか通る部分にはならなくなっているだろうというようなところのお話かと思えます。

そういった中で、町のほうでも単費でそういうところを直していかないのかというようなご質問だと思いますが、今現在、農道もしくは用排水路につきましても、今町長のほうからお話しありましたとおり、一昨年といいますか、以前からの積み残しのほうを優先的に今対応しているような状況の中で、現況把握もなかなかできていないような状況にもございますので、その辺につきましては、もし情報いただけましたら、その対応の中で何かしらできないかどうかの検討はできるかと思えますけれども、ただ部分的なものというようなことではなくて、町内全域ということがございますので、そういった中でどういったものができるのか。でなければ、やはりですね、ある一定の地域、区域ごとに対応せざるを得ないというようなことになれば、当然事業導入というようなことを視野に入れていかなければいけないというようなところにもなってきますので、その辺につきましては今後ちょっと情報等、入れさせていただければなというふうに思います。

11番（菊地康彦君）はい、議長。今、農作業事故の傾向なんですけれども、大体高齢者、65歳以上の死亡率が最も高く、乗用トラクターの作業中の転落事故、こういったものが事故の1位、2位を占めていると。全国的に大体共通しています。やはり私も62ですけれども、今度ね、あと3年するとちょっと危なくなってくるのか分かりませんが、やはり農業高齢化というのはこういうところまで来ているんだなというふうに思っています。町で今、課長からも、積み残しの処理だったり、それから予算といったものもなかなか大変だということで、以前、総務常任委員会で長野県と新潟を視察に参りました。そのときに、小さな公共というような取組をしているところがありまして、前にも言ったかも知れませんが、その地区に予算をあげて、ここで皆さんで何とか道路を太くしてくださいとか、側溝を入れてください、土管入れてくださいということで、その地区の方が請け負って重機借りてトラック、あと専門のたまたまいたんだと思うんですけれども、

重機扱える方が。そうやって町の予算も低予算で、そして利用者側は自分たちが利用しやすいように造られるわけですから、そういうふうな試みをもって対応している事例もあります。

多分、国道6号線の上から田んぼ行ってみると、昔の田植え機、歩行用田植え機、2条バインダー、そういったものが悠々と通れる道路なんですね。今のコンバイン、トラクター、それから田植え機という、もう幅が1メートル80以上あります、田植え機でさえ。そうすると、ぎりぎり作業している例が多いんですね。ですから、これは事故はまだ起きていないんですけれども、この辺は未然防止という観点の中から、やはり町としても、忙しい中だとは思いますが、パトロールだったりをしてですね、その危険箇所の把握をしていただくとともに、そういった先ほど言った小さな公共ということで、今すぐのことじゃないと思いますけれども、ぜひ一例としていただいて進めてもらえば、町も受益者も潤うというようなことにつながるかと思いますので、その辺を検討できるかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。町長、その辺ちょっと総括的に、今のお話。

町長（齋藤俊夫君）はい。この圃場整備の入っていない丘通り、あるいは従来の機械化のレベルに沿ったというか、先ほどご紹介したようにですね、トラクター的な乗用タイプじゃなくて、従来の耕運機等が入れる圃場、ここへの対応についてはですね、これは町も一定程度の対応はすべきだろうというふうには思いますけれども、基本的にそういう耕作条件の中で一定の営農をされるとなれば、やはり耕作者なり、地域としてですね、一定の理解の下に対応していただきませんか、町が全ての面で手を差し伸べるというのはなかなか厳しいんじゃないのかなと。狭い道路を無理無理その乗用タイプの大型耕運機等、トラクター等を運ばれてというのは基本的に無理があるわけがございますのでね。注意喚起はできるにしてもですね、なかなかそのパトロールまでしてというようなことでなりますと、今の町の置かれた状況を考えるとですね、かなりしんどい対応になってくるんじゃないかなというふうに思います。いずれそんなことも含めて、議員からはいろいろ細部にわたる問題提示いただきましたので、まとめて区長会で問題を共有しながらですね、少しでも安全な形での営農、耕作をしていただくようにですね、町としても努力してまいりたいなと思います。

11番（菊地康彦君）はい、議長。今言われましたけれども大型化、これはですね、ある方からも言われたんですけども、機械の大型化は農家側の問題でしょというふうに言われました。これは今の農業の現状を見ていただくと分かるように、震災後、東部圃場を含め、大型化の農業に進路変更したわけです。そうすると、今までの小さな農機具ではとてもじゃないが農作業ができない、時間がかかるということで大型化になって、じゃあ丘通りの方はとなると、今度は高齢化によって農家離れ、農業離れ、離農。じゃあそこを誰が耕すかという、大規模農家の方が請け負って委託されて、刈り取り、耕うん、田植えといった全てのものが、小さなトラクターを持ってなくなるんですね、皆さん。そうすると、それで入るもんですから、どうしても危険性が増すということにもつながっているわけです。町長の言われることも、当然町全てが把握してやるわけでもないんですが、そういった農家、農業の流れが、今こういう事故ですね、農作業事故の心配、懸念につながっているということをご理解いただきたいと思います。

町民一人一人が生活をする上で、安全安心は平等にあるべきです。ましてや日常で使

う道路は、私たちの支えでもあります。また、農作業の危険回避は農家のお願いであります。毎年、台風、大雨が発生するたびに被害を受けないためにも、舗装化や整備計画等、ルールをしっかりと構築して、町のライフラインを強化することで、住みやすく安全で災害に強いまちづくりなりを心から期待して、次の質問に移ります。

大綱2、環境保全対策についてということで回答があったわけですがけれども、私もこの件に関しては県の方と多少やり取りをしながら情報を得てやっておるわけですがけれども、今回処理水が、まだ放流は決まっていますが、放射性物質を含んだ、ちょっとお待ちくださいね、片仮名だからすぐ出てこない。トリチウムですね。トリチウムを含んだものが放出されるわけですがけれども、その量が震災前から比べると390倍の量になるということで、福島県の方々、漁協、漁業の方々は、いろんな説明会を基に、自分たちでどのように今後対応したらいいのかというような模索をしているわけです。

それで、我が町はというと、海の境界線はないわけですから、やはり同様に我が町の漁業が危険にさらされたり、風評被害ということで被害を被るようになるわけですがけれども、ここで回答の中には県のほうで、県漁協から県及び県議会に対して要望書が出されたということでもありますけれども、福島県はもとより、やはり担当、私たちも山元町もこんな、こんなと言っては、県とかからじゃなくて、我が町から単独で要望。説明会はぜひ開きたいと思うんですね。開いていただきたいと思います。その上でのやはり結論を出すべきじゃないかと思うんですが、その辺、町長はどのようにお考えでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。議員のほうからは、それぞれの小さい単位での対応も大事だというお話かというふうに思いますけれども、私としてはですね、県の漁協なりを中心にしてですね、県なり、県議会のほうでも問題意識を持たれて既に行動に移っているというふうな状況でございますので、やはりそういううねりを大きくしていくことが大事だろうというふうに思うわけでございますね、そういうふうな意味で、町としてもこの県境に最も近い立場にある中でですね、みんなと力を合わせて大きな力にしていくほうがよろしいんじゃないかなというふうな思いの中で回答をさせていただいたところでございます。まだその動きがない中でですね、それぞれの自治体で動きを起こして大きなうねりに、多きにという、そういう段階であれば議員ご提案のような進め方もあろうかというふうに思いますが、少なくともそういう大きな動きになりつつありますのでですね、これは宮城県のみならず、福島なり、この被災地域全体としてですね、共通理解する中で国に対応していくべき問題であろうというふうに思います。

私も承知している中では、自民、公明両党の東日本大震災震災復興加速化本部という中でですね、この処理水の処分についても早期の決定をすべしという、そういうことを、そういうふうに提言をしておるわけでございます。ただ、その方式として、空中に気化させるのか、あるいは議員ご指摘の処理水として流すのかですね。これはまだ決まっていない状況でございますので、そんなことも含めて、海洋放出だけは行わないような、そういう方向性をみんなと力を合わせて取り組んでいくべきだろうというふうに思っているところでございます。

11番（菊地康彦君）はい、議長。今、町長からもご紹介あったように、対応策はこれだけじゃないんですね。処理水として海に放流するだけじゃなくて、3通りくらいあるようです。ただ、一番安価なのがこの処理水だということで、何たることだというふうに私は思うわけですね、その国の対応といいますか、考えといいますか。東京電力もそうなんです

けれども。

やはり確かに大きな力から声を出すのも一つなのですが、やはり漁業は農業同様、我が町の基幹産業でありまして、これが当初言われたように、震災からのようやく復興、復旧した中で、まだ被害、風評被害が出たときに、本当に大丈夫なんだろうかと。それで、町長も挙げております産直施設です。ここでもやっぱり目玉商品として挙がっている魚、ホッキというものが、どのような形でなってしまうのか、そういった懸念を私はするわけです。ですからこそ、やはり小さな声が大きくなるようにですね、切実なやはり要望をすべきです。

そして、その前に、今皆さんがまだまだ分からないと思うんです。トリチウムだ何だと言っても、流せばどうなるのかというのは、東京電力なり国ではつくってあるんです。それで、トリチウムは安心ですよと、人体に影響がありませんよというふうなことも言われています。ただ、濃度の問題なんですね、トリチウムというのは。だから、どういう程度にどう流すのか、やっぱりしっかりと地元の民は知っておくべきじゃないかと思えます。ちなみに、お隣の福島、5キロ、10キロも行かない福島新地町、釣師浜漁港もあります。ここではもう既に要望書を国に対して出しているということも聞いております。そういうことも踏まえて、やはり地元福島だけじゃなくて、我々も知らんぷりしては、知らんぷりはしていないと思えますが、やはり声を上げて本気になっているんだなという姿を見せるべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。宮城県の場合はですね、県一漁協という体制を取っておりますので、そこを中心にして県、国のほうにもう対応してきておるという現実がございますので、我々としてもこの被災沿岸市町なり、県、国と連携しながら、これを大きな問題として引き続き対応していかなくちゃいけないと、そうしていくべきだろうというふうに考えているところでございます。

11番（菊地康彦君）はい、議長。前向きな回答を聞いて少しは安心しましたが、やはりこの問題は本当に日本の大きな問題の一つなんですけれども、安易に、本当に私個人の意見ですので、安易にいろんなことを決められてしまうんでは本当にたまったもんじゃないし、だったら何も福島県沖に流さないで東京湾さにも流してくれば、これで安心だと思うんですけれども、お互い。安心だと言うんであればね。だからそういうことをやはり理解した上で、ただ単に田舎者の遠ぼえにならないように、私もしたいと思います。

やはり福島県では、抗議だけじゃなくて、放流する場合は、その流し代だの、補償も要求しています、国に。要は風評被害によって収入所得が減れば、これは死活問題ですので、じゃあ流すんだったらそういう補償もしてくださいよというような要望も上げておりますので、ぜひ福島、それから県内の漁協関係者と連携を取っていただいて、我が町でも最善の対策を取っていただければと思います。

最後になりますけれども、基幹産業とは町の経済活動を支えている最重要な基礎であります。その基幹産業を守るためには、守りの姿勢だけじゃなくて、時には積極的な行動を起こすことも大切です。今後の町の積極的な施策を期待して、私の一般質問を終わります。

議長（岩佐哲也君）11番菊地康彦君の質問を終わります。

議長（岩佐哲也君）ここで暫時休憩とします。再開は3時30分。3時30分再開とします。

午後 3 時 2 0 分 休 憩

午後 3 時 3 0 分 再 開

議 長（岩佐哲也君）休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長（岩佐哲也君）1 番伊藤貞悦君の質問を許します。伊藤貞悦君、登壇願います。

1 番（伊藤貞悦君）はい、議長。1 番伊藤貞悦です。令和 2 年 9 月第 3 回山元町議会定例会において一般質問いたします。

多くの方が予想もしなかったコロナ感染症の影響で、社会生活が大きく変化しようとしています。町執行部をはじめ職員の皆様の献身的な対応と、町民が各自行動を自己抑制して町内における感染予防を最小限にとどめられていることに、改めて敬意を表したいと思います。

しかしながら、時間は刻一刻と経過し、予定や計画されていることを着実に実行しなければならないことも事実です。そのような観点から、大綱 1 件、細目 3 点、小中学校の運営と教育環境整備について、以下のことについて質問いたします。

細目 1、新設される山元中学校は、まさに 1 7 年間使用されている山下中学校を利用することになるが、校舎や設備の点検整備及びスクールバスの乗降場所などの検討については、来年 4 月までにどのように進めていく考えなのか。

細目 2、廃校となる坂元中学校の校舎や設備の利活用についての考え方と、両中学校、山下、坂元中学校なわけですが、その歴史的遺産として残すべき資料や構築物などをどのように利活用していく考えであるか。

細目 3、新型コロナウイルス感染症予防対策や学力向上対策の一つの手段として、1 学級 3 0 人以下の少人数の学級編制とする考えはないか。

以上の項目について、町長、教育長の考えを伺います。

議 長（岩佐哲也君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは、伊藤貞悦議員のご質問にお答えいたします。

大綱第 1、小中学校の運営と教育環境整備についての 2 点目の前段、廃校となる坂元中学校の校舎や設備の利活用の考え方についてですが、坂元中学校は J R 坂元駅、にぎわいの拠点となる農水産物直売所やまもと夢いちごの郷や坂元郵便局と一体となった新坂元駅周辺地区に近接しております。また、山元南スマートインターチェンジや新県道相馬互理線に接続する県道角田山元線の整備により、交通利便性が格段に向上する非常に恵まれた立地環境にあります。

全国では、毎年 5 0 0 校前後の廃校が発生する中、その 7 割が様々な用途に活用されておりますが、その中でも坂元中学校については、立地環境、敷地の広さ、建物の築年数を見ても、民間からも魅力ある施設として映るのではないかと認識しております。今後、有効に利活用することにより、坂元地区にさらなる活気とにぎわいを生み出すことのできる重要な町の財産であると考えております。

具体的な利活用については、今後、議会の皆様や地域の方々と検討することとなりますが、例えば町のランドマークとして交流人口増に大きく貢献している農水産物直売所やまもと夢いちごの郷との連携を視野に入れたイチゴのふるさとならではの利活用や、高橋真理子議員からご指摘のあったコワーキングスペースとしての活用、あるいは企業

誘致の受皿など、あらゆる可能性を模索してまいりたいと考えております。

町といたしましては、今年1月、坂元地区行政連絡調整会議から長期的視点での将来の利活用について、あるいは全体として総合的な利用を模索するようご提言をいただいておりますので、そのような視点にも留意しつつ、町の置かれた状況や財政運営上の課題等も考慮し、優先順位を整理した上で皆様と議論を重ねながら適切な施策、判断をしてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

議長（岩佐哲也君）続きまして、教育長菊池卓郎君、登壇願います。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。伊藤貞悦議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、小中学校の運営と教育環境整備についての1点目、山元中学校の校舎や設備の点検整備及びスクールバスの乗降場所等についてですが、来年4月開校の山元中学校については、現在、開校に向けた準備を鋭意進めているところであります。学校施設については、求められる機能を確保するため、中長期的な施設整備計画である学校施設の長寿命化計画を今年3月に策定し、適切な維持管理に向け定期的な修繕等に努めてまいりたいと思います。

山元中学校となる現在の山下中学校は、校舎建築から17年程度経過し、一部修繕等が必要な箇所が生じたため、当初予算に計上している体育館の照明のLED化やカーテンの更新、グラウンドの排水対策、校地内のサイン交換工事等を今後順次着手する予定となっております。

スクールバスの乗降場所等については、再編準備委員会の校歌制定・スクールバス導入検討部会で検討した結果、坂元地区に2路線を設け、生徒がいない磯地区を除く各行政区に1カ所ずつ設置することとしております。また、校地内には南側の正門から進入し、校舎とグラウンドの間に乗降場所を設置する予定としておりますが、来月に予定しているスクールバス運行業者決定後に詳細な打合せを行い、生徒の安全確保を最優先に準備を進めてまいります。

次に、2点目の後段、両中学校の歴史的遺産として残すべき資料や構築物等の利活用の考えについてですが、両中学校の歴史的な資料等については、貴重な資料として一定数残していくべきものと考えており、現在、再編準備委員会の規則・規約検討部会で具体的に検討しているところです。山元中学校となる現在の山下中学校や、今後利活用を検討することとしている坂元中学校の敷地にある記念碑等については、それぞれ利活用の妨げにならないよう敷地の一角にスペースを設けることなどが考えられますが、今後学校や同窓会からもご意見をいただきながら検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目、新型コロナウイルス感染症予防対策や学力向上対策の一つの手段として、1学級30人以下の少人数の学級編制とする考えについてですが、現在の学級編制については公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づき、40人学級を基本としながら、小学1年生についてのみ35人学級が標準とされております。さらに、県ではよりきめ細やかな教育活動を進めるため、小学2年生及び中学1年生についても35人学級としているところです。

ご指摘のありました30人学級につきましては、教育現場が長年要望してきた少人数指導の具現化であり、感染拡大防止対策や学力向上対策の一手段として大変有効であると考えております。しかしながら、実際に町単独で30人学級を推進しようとする場合、

予算や教員採用の方法、県教育委員会との調整など、制度設計に係る大きな課題があり、加えて現在、県では教員不足が問題となっていることから、現時点での実現は非常に困難であると考えております。

現在、感染拡大防止対策を念頭に、国の教育再生実行会議で30人学級について議論が始められ、今後、ワーキンググループで検討を進めることから、その動向を注視しつつ、現状でのさらなる教育活動の充実に取り組んでまいります。

以上でございます。

1 番（伊藤貞悦君）はい、議長。それでは、再質問をさせていただきます。

まず、新設される山元中学校について、廃校、山下中学校も坂元中学校も廃校、閉校するわけですが、廃校と開校の準備は大丈夫なのかどうかについて、端的にお伺いします。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。予定どおり、しっかり予定どおりに進捗していると言い難いところも多少ありますけれども、全般としては大体予定どおりに進捗していると認識しております。

1 番（伊藤貞悦君）はい、議長。このコロナ感染症の関係で、会議が限定されてなかなか意思の疎通ができなかった。現場と教育委員会の間での意思の疎通は大丈夫なのかどうか、そのことについてお伺いします。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。再編に関わること以外のことも含めて、特にコロナの感染が広がった段階では臨時の校長会を逐一開きまして、教育委員会と学校との連携を図ってまいりました。その中でも、再編関係のことについても連絡調整を進めてまいりました。以上です。

1 番（伊藤貞悦君）はい、議長。それでは、こまいことになるかもしれませんが、一つ一つ質問をして再確認をしていきます。

新たに使用される山下中学校の施設、設備の点検はどのようになさっているのか。教育委員会からも行って、現場を見てきちっと確認されているか否か、そのことについてお伺いします。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。具体的なことですので、課長のほうから答弁させます。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。ただいまの点検の関係ですけれども、定期の点検については学校のほうにお任せしている部分もございますが、予算取りが必要な大きなものとかについては、教育委員会等でも現場を確認しながら、学校と協議しながら現在進めている状況になっております。以上です。

1 番（伊藤貞悦君）はい、議長。方向性は分かりました。

それでは、大きなことを確認します。山下中学校の教員は、山元中学校の教員ではないはずなんですね。そのような観点から、学校現場の教員に施設点検をさせていいのかどうか、そのことについては教育長はどのようにお考えですか。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。おっしゃるとおり、厳密な意味では、まだ山元中学校が発足しておりませんのでどうなのかということになると思うんですけれども、校舎を継続して活用すると、現在山下中学校が使用しているわけですから、その中で学校の教育活動を進める上で支障があるような施設、設備という点では、現在の教員あるいは管理職等に校舎の点検をお願いをして今後に備えるということは、全く筋違いではないんではないかと考えます。

1 番（伊藤貞悦君）はい、議長。それは私も理解できないわけではありません。ですので、両方で協力し合ってきちっとやっていかなければならないと考えますし、新しい学校をつくっていくときにはやはり慎重には慎重を重ねて準備をしていかなければならないんだろうと思います。そのような観点から、1年以上前から私はこの再編中学校の校舎の問題とか、いろんなことについて質問してまいりました。それで、修繕箇所とか何かについてもご指摘を申し上げてきてまいりました。それで、山下中学校の校舎、グラウンド、体育館等々の雨漏りとか、体育館のLED化とか、照明のLED化とか、カーテンとかというふうなことを申し上げてきましたが、8月になってグラウンドの整備は始まりましたが、このことについては教育長は内容等について把握しておりますか。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。今おっしゃった部分については、特にサッカーをやっているほうのグラウンドの雨が降ったときの排水が芳しくないということで、その排水の対策のための工事を行うということで計画をし、今もうじき工事に入るという段取りになっているかと思えます。

1 番（伊藤貞悦君）はい、議長。グラウンドの工事は始まっておりますね。ただ、漏れ伝え聞いておるところによれば、表面の地ならしをするだけで暗渠の整備まではしないというふうなことでした。暗渠はもう潰れていて使えないんだろうと私も思います。ですので、このような工事になると、最低でも5年に1回はやっていくような形になると思えますが、今回新しい学校に移行する段階で、そういうふうなことを承知で暗渠まで手を加えなかったのかどうか、そのことについてはいかがでしょうか。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。暗渠という点は、私も気になってはおったところですが、はっきり申し上げて、そこまで手を入れるという工事を考えることはいたしませんでした。

1 番（伊藤貞悦君）はい、議長。分かりました。工事をしておりますので、まず3年ぐらいはもつだろう。5年後にはまたというふうなことで、またこのことについてはそのようにお問い合わせしていければと思いますが、体育館の照明について、私がR1年6月27日の資料を頂いておりますが、このときには体育館の照明は、山下中学校に関してですが、3基不良、LED器具一式交換予定で、そのほか切れているところは30年度に交換完了となっておりますが、現在の状況をご存じですか。

教育総務課長（大和田紀子君）はい。体育館のLED化についても、今年度、工事の契約をしまして現在進めておりますが、ちょっとコロナの関係があって部品供給が遅れているということで、ちょっと工期が延びているような状況になっております。今年度中に体育館の照明についてはLED化して、新しい学校の開校に備える予定としております。以上です。

1 番（伊藤貞悦君）はい、議長。令和元年6月27日段階で完了して、1基だけは駄目だったんですが、現在、山下中学校の体育館は32分の10、切れております。それで、今回LED化するの、その32分の10なのか、32分の32なのか、そのことについてはどのようなお考えでしょうか。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。すみません、ちょっと確認させていただいてよろしいでしょうか。

議長（岩佐哲也君）後ほどでいいですか。今、じゃあ暫時休憩しますか。

議長（岩佐哲也君）暫時休憩、10分間です。16時再開とします。

午後 3 時 5 2 分 休 憩

午後 4 時 0 0 分 再 開

議 長（岩佐哲也君）休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長（岩佐哲也君）LED の状況について。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。お時間いただきまして申し訳ありませんでした。

体育館のLED化の基数については8基としております。こちらで確認した際に切れているものが8基だったということで、8基のLED化を発注しておりますが、工事の請け差等もありますので、再度学校のほうに切れている個数を確認しまして、議員おっしゃる10基であれば、残りの2基については工事請け差等で対応して全部つけるような状況にしたいと考えております。以上です。

1 番（伊藤貞悦君）はい、議長。今の回答ですと、切れている数だけ替えるというふうなご回答だと思いますが、これまで延びてきたのは、足場を組んで直さなければならないので、1基、2基だと大変だと、金がかかって大変だというふうなことでしたね。32分の10切れていて、10基だけ替えて、また1個、2個、3個、4個と切れていったらまた足場を組むまで暗いような状況でいかなければならないわけですが、町長、金ないんですかね。一気にこれ32、LEDに直せませんか。せっかく足場を組んでやっていくわけですから、新しい中学校ですので、少し頑張っていただくと大変助かりますが、いかがでしょうか。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。今のことにつきましては、確かに全てをですね、交換するということが望ましいとは思いますが、LED化にするというのはただ単に球を替えるというのではなく、何ですかね、かさを含めたものを全て替えて新たにすることですので、これについては32基を一気に全てというのかなりの額になるということから、教育委員会のほうでは順次の対応というふうになりますけれども、当面まず切れているものから順次LED化を進めるというふうにご検討いただければと思います。

1 番（伊藤貞悦君）はい、議長。もう一つ確認します。山下中学校の体育館は、照明器具はリフターといって水銀灯が下がってくる方式ですね。ですので、切れているところは替えることは簡単なわけです。ですので、これをLEDに今後ともしていくとなると、また足場を組んだり、全部ワット数の考慮とか、全部測定をして直していかないと大変だと思うので、どうせならば一気にやったほうが良いというふうな考えから、私はどうせ10個直すのであれば、32全部全て何とかならないかというふうな質問なわけですが、今後相談するのか、いや10個だけなのか、そのことについては私の希望は希望ですので、これ以上の話はしませんが、それでは坂元中学校の体育館の照明についてはどう考えているのか。やはりこちらも同じように切れていますので、こちらもLED化するというふうな計画があるようですが、こちらはもう廃校にするからいいんですか。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。坂元中学校も同様に体育館の照明が切れている部分があるのは承知しておりますけれども、山下中学校と同様にLED化するというふうには現在のところ考えておりません。以上です。

1 番（伊藤貞悦君）はい、議長。令和1年6月27日に産建教育常任委員会の資料に、坂元中学校体育館3基不良、LED器具一式交換（予定）というふうに出ておるんですね。これ

はこれまで手をつけておらず、予算にも入れなかったのかどうか。このことについてはいかがですか。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。大変申し訳ありません。確認させてください。

議長（岩佐哲也君）また休憩ですか。

議長（岩佐哲也君）暫時休憩します。5分、10分。（「10分」の声あり）10分でいいの。（「10分にしましょう」の声あり）4時15分まで休憩。

午後4時05分 休憩

午後4時15分 再開

議長（岩佐哲也君）休憩前に引き続き会議を開きます。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。またお時間いただきまして申し訳ありませんでした。

坂中の体育館の3基の件だったんですけれども、昨年の常任委員会の際には一式交換予定ということでご報告させていただいておりましたが、その後、その3基のリフターが故障したために交換については断念したということで、3基については交換いたしておりません。以上です。

1番（伊藤貞悦君）はい、議長。断念したということは、今でも切れているということですか。今後、それを替える予定はあるんですか。ずっと切れっ放し。方向性としては。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。LED化はちょっと難しいかとも考えるところですが、ちょっと今後検討とさせていただきたいと思います。以上です。

1番（伊藤貞悦君）はい、議長。山下、坂元両中学校の体育館の照明、LED化等々については今後検討して、早期に対応していただければと思いますし、私の希望としては全てLEDにする、山下も坂元もこの機会ですから、そのようなことをご検討いただければと思います。

たびたび止めてしまって申し訳ありません。次の細目ではなくて、項目に進みます。

スクールバス関連の再質問をさせていただきます。回答では、山下中学校の校内の正面から進入させるとありますが、現在はできるだけ山下中学校は正面から車を入れないような管理体制をしていると思います。これはなぜかということ、あそこのコンクリート舗装が多分薄いんだろうと思うんですね。それを今後直して、スクールバスを中に入れていくというふうな考えでよろしいのかどうか、確認させてください。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。ただいまのお尋ねでございますが、コンクリート舗装については特に補強はいたしません。今、車止めをしておりますが、車が通れないようになっておりますが、こちらとしては通り抜け防止のためでもあると考えております。スクールバスについては南側の正門のほうから、朝の入ってくる時間には車止めを取って、バスが入れる状態にして、生徒のバスが2台入るまでは車止めは開けておく状況と考えております。以上です。

1番（伊藤貞悦君）はい、議長。教育委員会の考えは、私も分かりました。問題は、その確認をしていただきたいのは、コンクリートが耐えられるのかどうかですね。大型バスが入って行って。多分そういうふうなことが懸念されるのであそこは止めているんだと思いますし、それから2台入れたときに車が回れるのかどうか。マイクロバスですね。学校現

場では、そういうふうなことも含めて、グラウンドと職員駐車場の間に空き地があるんですが、そこを削って、その辺りで回転をさせるというふうなことを回答したようなことを言っていますし、それから学校としては、実はあそこの場所は生徒の活動場所にもなっているので、あまりスクールバスを乗り入れさせることについては賛成ではないというふうなことを聞いたもので、現場とどのぐらい話合いをしているのでしょうかというふうな確認をしたんですが、そういうふうなところまで話合いをしているのかどうか、詰めているのかどうか。今回の回答では、来月に予定しているスクールバス運行業者決定後に詳細な打合せを行いますとありますが、その後ではいろんな大きな工事とか何か、予算取りとか何かで大変なので、開校に間に合わなくなってしまう可能性がありますので質問していますので、ご回答いただければと思います。

教育総務課長（大和田紀子君）はい。ただいまのお尋ねの件ですけれども、スクールバスについては生徒、乗り入れた後はずっと止まっているものとはこちらでは想定いたしておりません。それで、進んで、バックして、出ていくようにはなるかと思えますけれども、生徒を届けた後は、学校の始業時間まではその場にはとどまりますけれども、学校が始まりましたら、バスのほうは校舎から出でですね、通常の状態に戻る状態を想定いたしております。学校のほうにもそのようには説明しているところではありますが、詳細については10月に予定しております業者決定後に正式に決定することになるかと思えます。以上です。

1番（伊藤貞悦君）はい、議長。私の心配することではありませんが、あそこの学校側の道路は非常に交通量、朝の時間帯は交通量が多くて、バックなどできる状況なのかどうか。その交通量とか何かですね、調べてですね、やったほうがいいと思えますし、今私とか打合せをしている方々は、入れてやって、学校の校舎のいわゆるプールの西側の空き地辺りで回して、そのまま出してくる。裏側にはマイクロバスとか何かが出たりなんかできるぐらいの道路が今のところはないわけですね。今年度中には6号線から入ってくる道路が出るので、できるので、そちら側に迂回できる可能性はありますけれども、現段階ではくるっと回転、転回をしないといけないと危険だろうというふうな観点で私は申し上げているので、こまいところまでよく計画をしたり、調べてから準備を進めたほうがいいと思えます。

教育総務課長（大和田紀子君）はい。すみません、説明が不足していて申し訳ありません。道路で回すという意味ではなくて、校内に入って転回して道路に出ていくようになります。道路でバックするという行為は考えておりません。頭から入って、道路に出るときには頭から出ていく状況を想定いたしておりますので、説明が不足しておりました。以上です。

1番（伊藤貞悦君）はい、議長。どこで回す予定なんですか。校歌碑とか、プールのいわゆる職員玄関があるところで回すのか。結局あそこまでやるのね。職員の駐車場ぐらいのところまで。（「頭入って、バックして」の声あり）時間帯によっては、先生方は駐車してはいけませんとか、そういうふうになりますよね。子供たちもあそこは通学路というか、昇降口がありますから。いや、検討してください。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。バスの大きさのこともありますし、実際にバスが学校に出入りする時間帯は目標時間を決めていますので、8時には坂元から到着するということになっていますので、そのときのバスの受入れ態勢といたしますか、子供たちが、ほかの子供たちも自転車や徒歩で通学するわけですけれども、そのときの交通安全上の確保とか、

体制とか、それらのことも含めて検討していく必要がありますし、あと先ほど言いましたように、バスの大きさによってだと思いますが、中で旋回して、落ち着いたところで車を回して、また頭から出ていくということは可能ではないかなと。ただこれも具体の確認をしていかなければいけないので、とにかく安全になおかつ円滑にですね、通学、登校ができるように段取りをしていきたいと思えます。以上です。

1 番（伊藤貞悦君）はい、議長。スクールバス関連について最後の質問をします。この管轄部署は、学校現場にも責任を持たせるのか、それとも全て町の所管課、どの課になるかわかりませんが、その課で全て対応するのか、そのようなことについては、路線とか何かについては我々も報告は受けていますが、そういうふうな大事なところって報告受けていませんので、そのことについてご説明願います。

教育総務課長（大和田紀子君）はい。まず、前段のバスの大きさだったんですけれども、現在の生徒数から考えたときに、マイクロバスと中型バスで対応可能と考えております。あと、バスの契約関係だったんですけれども、契約については教育委員会で行いますが、その詳細な部分については、学校のほうでテストであるとか、あと行事であるとか、午前授業であるとか、そういった部分がありますので、そういったバスの運行の調整については学校と行うようになります。以上です。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。補足いたします。

教育委員会教育総務課のほうに学校、中学校関係のスクールバス担当を1人置かなければいけないと。業務の分担ということで置かなければいけないのと、あとは中学校のほうに、今課長が申し上げたように、学校の予定がありますので、基本的には事前に何月何日は何時に子供たちは帰るとか、行事があってこの日は早く帰るとか、それはなるべく早く運行業者に伝えなければいけないので、そういう計画と段取りをしていく担当を学校に1人置くと。あと、何かあった場合、急遽帰らなければいけないとかという場合など、直接バス会社に連絡取るとか、そういうことも出てくるかと思うんですが、先ほどのバス導入に伴ってのいろんな段取りをする中で、このことも、今のことも含めて検討してまいりたいと思えます。

1 番（伊藤貞悦君）はい、議長。次の細目の再質問に移ります。

廃校となる坂元中学校の跡地、校舎も含めてですが、この利活用について、回答の中にですね、「町としては今年1月、坂元地区行政連絡調整会議からの提言や」とあります。それから、私も実は平成31年第1回定例会で一般質問しております。このときの回答は、私については、今後検討していくというふうなことがありました。それから、町長が河北新報社に、調査についてこのように答えております。坂元中の校舎の活用方法は、地元の声を聞きながら再建前に方向性を出したいというふうなことを答えております。このことがあったもんで私も質問したり、坂元地区の方々が、調整会議の方々から提言があったりしたものですから、具体的に進展はあるのかどうか、町長にお伺いをしたいと思います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。坂中の利活用の検討については、残念ながらまだ具体の検討に入っている状況ではございません。このような春先からのコロナの関係をですね、これを最優先にしておりましたので、そのほかの案件も含めて、こういう状況下での検討の場面なり、あとは特に外部の方を含めての会議の機会等については抑制的な対応をせざるを得ないという部分もあったりしてですね、この9月議会終了後を一つのめどにしながら下

半期に検討を進めていくようになるかなというふうに現段階での見通しでございます。

1 番（伊藤貞悦君）はい、議長。今日午前中の高橋眞理子議員のお答えにも、跡地の活用というふうなことで坂元中学校の跡地があったようですが、よくよくですね、山下中学校と坂元中学校を比較してみますと、校舎は山下中学校のほうが平米的には広いんですが、グラウンドなどは圧倒的に坂元中学校のほうが広いんですね。築年数があればですけども。というふうなことから、いろんなことを考えると非常に利用価値のあるものだろうというふうに考えております。

それで、前回私が質問したときは、専門学校とか何かというふうなことも考えられないのかというふうな話もいたしましたが、実は文科省で福島県浜通りに大学等々の設置の構想があるんですね。これは国際教育研究拠点の最終報告素案というふうなことで、相双地区、相馬とか、双葉とか、あの地区に国立の大学をつくらたり、研究、いわゆるあとは原子力発電所の廃炉とか、いろんなそういうふうな研究機関のようなものがつくられるというふうなことを考えたときに、優秀な人材が福島県浜通りに大分集まってくるだろうと。特に、福島大学も、東北大学も手を挙げてこれに参加しようというふうな考えもあるようです。

そのようなときに、坂元中学校の結構建物もまだまだ使える、見晴らしもいい、環境もいい、そのような条件の最適な地を、この構想に交ざれというふうなことではなくて、利活用、特に宿舎から学校から全て造られるようです。そのために我が山元町ではまちづくりというふうな観点からあそこをうまく活用して、こちらに来てもらうようなことを考えられないか。そのようなことを町長は何か耳にしたり聞いたりして考えていく気持ちはないかどうかお伺いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。今のご紹介いただいた事案も含めましてですね、やっぱりアンテナを高くする中で様々な選択肢を取捨選択していく必要があるだろうというふうに思いますのでですね、これを機会にまたそういう関係についても情報収集、確認をしてみたいなというふうに思います。

1 番（伊藤貞悦君）はい、議長。それでは、具体的に聞きますが、令和3年3月31日でいわゆる閉校になりますが、その残されたものですね。1年間ぐらいは何かそのままの状況にするんだというふうなことは漏れ伝え聞いておりますが、そのことについては方向性としては間違いはないのでしょうか。

教育長（菊池卓郎君）はい。次の質問にも関わってくることになるのかなと思うんですけども、山元中学校が開校するに当たって、いろんなそれぞれの中学校にある備品、それからいろんな歴史的な資料等ですね、これについてはできるだけ今年度内に整理をして、例えば山元中学校の校舎内の一角に山下中学校、坂元中学校のこれまでの歴史を振り返るような展示といいますかね、収納といいますか、そういうことができるようなスペースを確保して、残すべきものは残すというふうなことが考えられるかなと。ただ、これについてはどういうものを残すとか、どれだけのスペースが必要かということがありますので、これは今、具体の検討に入っているところではありますけれども、そういうことが考えられると。

ただ、あるものを全て、例えば坂元中学校にあるものを全て山下中学校に持っていくというふうにはいきませんし、やはりある程度の期間、ちょっと坂元中学校に残しておかざる得ないという期間はあるだろうなと思っております。ですから、その辺のところ、

厳密な意味で丸々1年とかということではないんですが、ある程度の期間、そのままにしておいて、その後の用途使途を検討した上で利活用する、あるいは移動するということを進めていくようになるかなと思っております。

1番（伊藤貞悦君）はい、議長。具体的には3年の3月31日で使わなくなって、その後いわゆる後片づけをしなくちゃならないですよ。そういうふうなことも含めて約1年ぐらいは後片づけとか何かをしていくんだらうと思いますが、その後片づけは具体的に誰がやるんですか。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。後片づけと申しますか、引っ越しですね、まず。来年の4月に開校するに当たって、そこまでに運んでおかなければいけないもの、それを一日で一気にとかということではなく、年度末にある程度計画的に、引っ越し業者なども手配しながら運ぶと。ただ、その搬出の準備作業等については、業者使ってやるようにできるかどうか、あとどうしてもやはり学校にあるものですので、それぞれの学校の先生方に協力いただいて引っ越し作業するということになるかなと思います。

あと、先ほど、しばらくの期間、物を残してということでもちょっとお話ししましたが、私が若い頃、いわゆる坂元中学校、旧、今でなくて、その前の坂元中学校が移転をするという際に、その前の坂元中学校で使っていた備品、必要なものは一定移したんですけども、まだまだ使えるというものを町内の各学校ですね、ほかの学校で必要ならば持って行って利活用するというようなことで引取りに私も行った覚えがあります。そういうことも多分出てくるんだらうと思うんですね。そのような期間を、山元中学校開校後もある程度持つようになるんだらうかなと思います。

1番（伊藤貞悦君）はい、議長。とすると、来年1年間は、例えばどこの部署にも貸出しをしたりなんかをしないで、いわゆる山元町教育総務課管轄、所管で使っていくということですね。そうすると、例えば体育館などは一般開放していったりなんかするのかどうか、そういうところまではまだ決めていないんですか。まだ決まっていない。はい、分かりました。

それでは、具体的にお伺いします。指導要録とか、学籍簿とか、教職員の経歴等々の長期の保管の必要なものについてはどこで保管をしていくのか。これは坂元中学校も山下中学校も両方ですよ。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。今お話しいただいた点について、残すべきものは残さなければいけないというものに該当すると思います。それで、それぞれの中学校には耐火金庫があります。その耐火金庫も場合によっては移動するというのも出てくるかと思うんですが、先ほど申し上げた新しい山元中学校の校舎の一角に集約するもの、山下中学校や坂元中学校の残すべきものを集約するという中に、そういう金庫も含めてですね、残すべきものをに入れてそこに保管すると、校舎内に保管するということが一つの方法として考えられるかなと思います。

あと、私の経験では、丸森の場合ですと、中学校4つを閉校にして新しい学校に集約されたんですが、その際に4つの中学校の分の今お話ししたような残すべきものというのを、外にプレハブを造って保管するというふうな方法を取りました。これは学校数が4つだったので、なかなか校舎内に4つを収めるのは難しいということでそういう対応をしたんですが、ちょっとそこまでのことをせずに、山元中学校、新しい校舎の中に納められればいかなと思っております。今後検討してまいります。以上です。

1 番（伊藤貞悦君）はい、議長。もう 1 点、具体的には、今は学校関係なわけですが、卒業生、生徒の活動実績、例えば優勝カップとか、優勝の賞状とかですね、盾とか、これについては例えば写真で縮小するとか賞状はできますけれども、優勝カップとか何かについてはできないと思うんですが、永久保存しなければというか、もらってあるものがあると思うんですが、これもやっぱり現在の山下中学校に置くのかどうなのか、その辺はいかがなんでしょうか。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。基本的には、山元中学校のほうに坂元中学校のほうと一緒にあってということ、それぞれにあったもの、それぞれの学校にあったもので残すべきものというのは、基本的には新しい山元中学校のほうでできるだけ保管、展示するというふうを考えるべきかなと思います。坂元中学校のほうに、仮に先ほどから申し上げているようなものを残したとしても、ただ置いておくような感じになりかねませんので、きちんと残すべきは残すとか、あるいは言い方は悪いんですけども処分すべきものは処分するというふうにして、基本的には山元中学校のほうにできるだけ集約していくという方向で考えるべきかなと思っております。

1 番（伊藤貞悦君）はい、議長。私も山下中学校の同窓生なんですが、よく言われるのは、個人や団体から各種寄贈をされているものについてどのように考えているんだ、どうするんだなどと、簡単に言うとそういうふうな声が多く聞かれます。例えば、校木に指定されている山下中学校でいえばクスノキ、これは寄贈されております。坂元中学校の校木はクロマツだそうですが、少し枯れかかっているという話を聞いていますが、こういうものとか、それから校舎を移転したときに頂いた高額な版画とかですね、校旗を寄贈してもらったとかというふうなこともありますし、記念樹とか、いろんなことがあるわけですが、これはこれから考えていくんだろうと思いますが、山下中学校はもともとの学校の校地がそのまま残りますけれども、坂元中学校はどうなるか分からないわけですね。ですので、そのメモリアル的なものを創るのかどうかによって全然違ってくると思うんです。

なぜこんなことを言うのかということ、実は坂元中学校は旧跡地に何も残っていないんですが、実は調べてみたら校門を寄贈されているんですね。坂元中学校の前の校地には。それがどこに行ったのかと聞かれて、私も聞かれて分かりませんでした。というふうなこともあるわけです。せっかく寄附したのになと言われたりなんかしていくと、個人的には何とも答えられないような問題がたくさん出てくるわけですね。ですから、教育長は 1 年間かけて、じっくり時間をかけて検討していくのかなというふうなことなのか。でも、1 年たった後に、坂元中学校の残ったところどうするのとなったときに、いろんな利活用の価値が落ちてしまったら何にも意味がなくなるので、やっぱり町長がいつでも言っているスピード感を持ってやるのも一つなのかなと思ったりもしているんですが、その辺については何か具体的に考えはありますか。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。お答えとしては、先ほど申し上げたとおりで、来年の 4 月段階にいろんなことを全て片づけして準備してというふうにはいかないだろうと。特にいろんな構造物とか、あるいは今お話しいただいた寄贈されたものですね。それも寄贈いただいた方が確認できるもの、そうでないもの、いろいろあると思うんですけども、いろんなことを確認しながら、どのような保管をするとか、配置をするかというのは、時間をかけて検討していかなければいけないかなと。そういうことも含めた令和 3 年度

の一応1年間というふうに考えたいと思っております。以上です。

1 番（伊藤貞悦君）はい、議長。メモリアルは難しいとすれば、例えば高額なものは、いわゆる学校に寄附された。それを町に寄附されたというふうに解釈して、例えば町民ギャラリーというのが今のところ、勝手に私が命名してはまずいので、庁舎の入り口とか、大会議室の壁辺りに、同僚議員が言うにはもらったとき250万とかっていう版画とか、そういうふうなものを展示して、これは坂元中学校のところに飾られていた寄贈品ですよとかというふうなことで、町民に広く見てもらうとかっていうふうなことも一つの方法なのかなと思いますので、その一つ一つ洗い出し、拾い出しをして、そういうふうなことで共有できるものは共有していくことも考えていただければと思います。

何しろ2月20日に閉校して、4月4日とか5日にもう開校するわけですので、時間がどンドンどンドン迫ってきております。それで、そのことについて最後に、山下中学校も閉校するわけですが、開校と閉校を一気にやって、引っ越しから何かから現在の職員にやらせるのは、私は酷じゃないかと思っているわけですが、業者を頼むぐらいの予算的な配慮をしていただけないものかどうか。自分たちで必要なものを区分けして詰めるのはしょうがないだろうとしても、A地点からB地点に移すぐらい、階段とか何かたくさんありますからですけれども、生徒を使えと言われればそういうことも考えられないわけではありませんが、やっぱり3月、4月は生徒はなかなか厳しい状況だと思いきし、職員も入れ替わりとか何かがある関係で、そういうふうな配慮をしていただけないかどうかお答えください。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。今おっしゃっていただいたとおりで、差し迫ったところですね、無理に学校の先生方にいろいろ動いてもらうというわけにはいかないと思いますので、業者の活用等も考えていきたいと思っております。

議長（岩佐哲也君）1番伊藤貞悦君、次に入るんですか。じゃあちょっと待って。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長します。

1 番（伊藤貞悦君）はい。細目3番、新型コロナウイルス感染症予防対策の学力向上対策の一つとして、1学級30人以下の少人数の学級編制とする考えはないかというふうなことで、先ほど回答がありました。現在は小学校1年生、2年生、中学校1年生は35人学級にもうなっているわけですが、ただ35人も30人もそんなに違わないんじゃないの、あと何とかならないのと考えてみたときに、子育てするなら山元町というふうなキャッチフレーズもあり、それからこれからの山元町の宝の子供たちをどうやって育てていくか。どこに町としてお金を使ってまちづくりをしていくかという観点から考えたら、やっぱり今いる子供たちを大事に、甘やかして育てろということではありません。大事に育てていく必要があるだろうと思います。

そんなふうなことから、先ほど回答ではなかなか難しいという話がありましたが、文科省では今後ですね、小学校にも英語とか、芸術、体育、算数、理科など、小学5、6年生には教科担任制を導入しろと、導入しようというふうな考えも出てきますね。このようなことを、もう山元町は先取りをしていけないのかなんです。国がどうだ、県がどうだじゃなくて、山元町はこのような町だから子供の教育に力を入れている町ですよ、皆さんどうですかというふうに大きな声でアピールできるようなことをやっていく気は、教育長、町長、ありませんか。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。今議員がおっしゃったことについてはですね、答弁で申し上げ

たとおり非常に難しいなと考えております。栗原市で、平成23年か4年からだそうですけれども、35人学級を実施しております。それで、市独自で教員を採用すると。県の採用試験が、教員は正式にはそういうところなんですけれども、市として採用するということでの採用の試験とか、採用の方法を独自にですね、制度設計をして続けてきているということなんだそうですけれども、ただ近年問題になっているのは、受験者がいないと。先ほど答弁で教員不足のことを申し上げました。今、宮城県ではですね、学校に配置されるべき人が配置されていないという状態の学校があります。これは単純に、教員として人間、その配置できないということから、いるべき人がいないままで学校が動いているという状況があります。ここ2、3年そういう状況があります。栗原市でもそういうことがあって、35人学級を実施するというところで進めてきているんですが、それが完全に実施し切れていないまま、35人できないままで進んできているところがあると、そういう状況があると。それから、それをやる際に、やはり教育委員会のほうでその対応する事務的な担当を置かなければいけないと。ちょっと電話でお話、言われたのは、失礼けれども山元町で栗原市と同じような教育委員会の体制と違う中で、これを制度設計してやっていくのはかなり大変だと思いますというふうに言われたんですが、正直申し上げてそれは私が事前に考えていたとおりのアドバイスだったなというふうに思っております。すみません、ご紹介いたしました。

1 番（伊藤貞悦君）はい、議長。私は素人考えで、人数面から追っていったら30人学級でもそんなに無理ではない。例えば、令和3年度ですね、新中学校は1年生が69名、2年生は85名、3年生は95名、特殊支援クラスが5人というふうな、それで254人ですね。これを69名は30人学級にしたら9人多くなるわけですね。というふうに、30人学級にしたとしてもそんなにあれではないだろうと。逆に、坂元中学校の維持費や人件費、それから山下中学校の維持費、人件費を新しい学校に注入すれば、そんなにできないわけではない。特にこのコロナ禍でいろんなことが、想定外のことが出てきている中で、子供を育てるというふうなことは、やはり長い大きな目で見れば、教育にはお金と時間がかかるんだと、町民みんなでそこに英知を結集して育てていく必要があるのではないかと思っています。特に小学校については、再編後、10年を目途に一つの学校にするんだというふうなまた大きな山元町としての目標があるわけですね。そのときに、何で一つにするんだといったら、子供たちのためだと。子供たちの何のためなのといったら、やっぱり学力の保障とかいろんなことを考えたときには、そういうふうなほかにはないものやっぱり持たせて、自信を持たせて大人にしてやる我々の責務というものがあるのかなと思っていますよ。

ですので、確かに国や県はこうで大変なのは分かりますが、こういうときにこういうことに町としてお金を使っていけば、町民の方々からもご理解をいただけるのではないかと私は思うのですが、町長はいかががお考えでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。基本的にはですね、議員ご指摘のような思い、方向性を共有することでございます。私は大震災と遭遇した中で、復旧、復興、創生と、このようなステップを踏んできました。住まいの再建、なりわいの再生、にぎわい、活力の創出というふうに、ステップ・バイ・ステップで来たつもりでございますし、その中でも最近では教育委員会、特に学力向上というようなことで、この前、全協等でご紹介させていただいたようにここ1、2年の町単独での学力向上対策、力を入れてきた部分の途中の状

況も報告をさせていただきました。

そういうふうな思いもございまして、この先何を重点的に進めるべきかという点では、まさに教育であろうというふうに私もかねがね考えているところでございます。ただ、それを本格的に取り組もうとすればですね、先ほど教育長からもお答えいたしましたように、やはり身近な教育委員会なりでの体制整備というふうなことも当然伴うわけでございますのでですね、諸条件整備をしながらでないに地についた形でのこの教育力、教育環境の整備ということにはならないというふうに思いますのでですね、これからの大きな課題、目標として、できるだけ子育てするなら山元町の一つとしてですね、これに取り組んでいく必要があるというふうに認識しているところでございます。

1 番（伊藤貞悦君）はい、議長。小学校にもですね、教科担任制等々が導入される、いわゆる算数とか理科、それから英語なども、どんどんどんどん導入されてきて、もう一人の担任が全部教えるというふうな小学校も時代ではなくなっている。特に山元町はその再編の準備をもうこれから進めていくわけですから、小中一貫校を含めてですね、人事交流をしたり、いろんなことをこれからどんどんどんどんテストケースをしていかなければならないと思っていますし、いろんなことで調べてみると、文科省へ、何というんですか、研究指定校の提出をしたりなんかすると加配も来ますし、いろんな形で優遇的なことが幾らでも調べてみるとあるわけですね。ですから、そういうふうなものをどんどん先取りをして、子供たちによりよい教育をしていく工夫をしていかないと、山元町は大変な状況になるのではないかと考えています。

今月、部活動の新人大会が計画されていますが、どんどんどんどんやはり子供の数が減ってきて、部活動の運営も大変だし、学校の人数が減るということは教員が減るということですから、運営とか何かも大変だろうと思います。ましてや、小学校はもっと大変ですよ。子供の数が少なければ教員の数が少ない。放課後、先生方がコロナの消毒をしているわけですよ。実際問題、そういうふうな状況なんですよ、学校現場というのは。ですので、少しでも子供と先生方が話をしたり、和やかな状況をつくってやるのが我々大人の仕事だろうと思います。大変だ、教員が少ないというふうなときに、みんなで力を合わせたりですね、それから考えや、それから方策を出し合って運営していくのがやっぱり大人社会だと思うんですが、教育長、何かいい考えはありませんか。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。いろんなお話をいただいて、なるほどなと思うところも多いんですけども、教育委員会としては、なるべく学校の負担を減らすようなことを考えていくと。先ほど消毒のお話がありましたが、現在町内3つの学校に1人ずつスクールサポートスタッフを入れて、消毒作業などですね、先生方の負担を減らすようにしているところです。ちなみに、あとそのことについて付け加えると、文科省ではこれまで毎日、机、椅子含めて全部消毒をして学校で対応していたんですが、そこまでの必要はないだろうと。通常の清掃の中でポイントを絞った消毒ということで大丈夫だろうということが来ましたので、それを学校と確認して、教員の負担がそこでちょっと軽くなったというところもあります。

あと、子供たちをどういうふうに育てるかということについては、先ほど申し上げたように人が多いにこしたことはないと思うんですが、それを実際に30人学級、あるいは35人学級というのを町単独でやっていくのは非常に難しいと。逆に言うと、制約のある中でどういう工夫をしていくかということが課題といたしますか、問題になってくる

と思います。そういう点では、学校再編と同時にですね、学校教育の充実事業、実りプロジェクト推進事業というのを進めてきて、先日、全員協議会でもその成果の一端かなということでお示しした部分があります。研究指定のことをお話しされましたけれども、町内の小学校は昨年度から、その研究指定ということではなく、町の独自の取組として小学校同士、4つの小学校の連携ということで、算数を中心にしながらですね、教員同士が研修を昨年度から深め始めました。今年、その充実をさらに図ろうとしたところ、なかなかコロナの関係でそれが進められないんですけれども、一つの成果が見えたことについて、町内の小学校の先生方はある程度自信を持って、昨年度の研修の継続に今力を入れているところです。これを続けていって、中学校が再編なって、落ち着いたところで今度は小中の連携ということで、お互いの授業を見合ったりとか、そういう研修を積みながら、子供たちのいろんな力を小中連携する形で伸ばしていければなど。具体的に今、実際町内で、町でそういう取組を始めていますので、私としてはその取組を充実させていくことが、まず今やるべきことかなと考えております。ご理解いただければと思います。以上です。

1 番（伊藤貞悦君）はい、議長。最後になりますが、教育再生実行会議というのが8月5日にあったそうですが、これは少人数学級、30人未満に、誰も委員は反対しなかったそうです。ただ、問題があります。これを主張した方が、実は安倍晋三首相で、今回代わる予定ですので、これがどうなるかというふうなことが問題、分かりませんが、萩生田文科大臣がこのことについてきちっと安倍首相に話をしておるようでございます。そんなふうなことから、ゆくゆくは少人数学級も30人になると思われまので、やはりその先取りというふうなことも必要だろうと思ひますし、研究も必要だろうと思ひますので、町を挙げてとにかく学校の再生、それから子供たちの教育、子育てするなら山元町をみんなで具現化するんだというふうな方向性で頑張っていきたいと思ひますので、ぜひ教育委員会並びに執行部のほうでも予算立てをしていただいて、ないところを頑張ってください、予算を見つけていただいたりなんかしながら進めていきたいと思ひますので、今後とも前向きな検討をお願いして一般質問を終わりたいと思ひます。

議長（岩佐哲也君）1番伊藤貞悦君の質問を終わります。

議長（岩佐哲也君）ここで暫時休憩とします。再開は17時15分、5時15分とします。

午後5時05分 休憩

午後5時15分 再開

議長（岩佐哲也君）休憩前に続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君）4番大和晴美君の質問を許します。大和晴美君、登壇願ひます。

4番（大和晴美君）はい、議長。4番、大和晴美です。令和2年第3回定例会において一般質問をいたします。

9月9日は救急の日です。県ドクターヘリは住民の救命向上に貢献しています。大綱1は、ドクターヘリ運航に伴う対応についてです。

細目1、平成28年10月から空飛ぶ緊急救命室であるドクターヘリの運航が宮城県で開始されました。当町においても、毎年ドクターヘリの要請、搬送が行われています

が、その活動に関しての住民の認知度が低いと考えますが、今まで実施してきた周知方法と今後の対応についての考え方はどうでしょうか。

細目2、ランデブーポイントとは、ドクターヘリと救急車が合流、いわゆるランデブーする場所です。ランデブーポイントに周知のための看板を設置する考えはないでしょうか。

マイナンバーカードの保有者にポイントを還元する消費活性化策マイナポイント事業が、本日9月1日から始まりました。大綱2は、マイナンバーカードを利用した住民サービスの充実についてです。

細目1、国のマイナポイント事業の効果もあり、マイナンバーカードを取得する住民が増えてきていますが、コンビニエンスストアを利用した証明書の発行などに取り組む考えはないでしょうか。

細目2、国では2021年3月からマイナンバーカードが健康保険証として利用できる予定としていますが、我が町における進捗状況と今後の進め方についての考えはどうでしょうか。

以上、大綱2件、細目4点について町長にお伺いいたします。

議長（岩佐哲也君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは、大和晴美議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、ドクターヘリ運航に伴う対応についての1点目、今までに実施した周知方法と今後の対応についてですが、救命医療効果を上げることを目的に、平成28年から運航が開始された県ドクターヘリの運航については、119番通報を受けた消防署が状況を判断し、基準に基づいて要請するものであります。

本町においては、民間施設2カ所を含む9カ所がランデブーポイントとして選定されており、これまでに16件の救急対応が行われております。

ドクターヘリに関する広報については、運航開始時に町広報紙を通じて町民への周知を図っておりますが、今後においても機会を捉えて広報紙やホームページ等により周知を図ってまいりたいと考えております。

次、2点目、ランデブーポイントへの周知看板の設置についてですが、ドクターヘリの離着陸に際しては、救急隊員があらかじめポイントに到着し、現場の安全を確保した上で誘導が行われていることから、周知看板の設置については県内自治体の設置状況等も確認し、関係機関との調整を図るなどの対応をしてまいりたいと考えております。

次に、大綱第2、マイナンバーカードを利用した住民サービスの充実についての1点目、コンビニエンスストアを利用した証明書の発行についてですが、国では行政手続のデジタル化を加速させるため、今後1年間を集中改革期間と定め、省庁間や自治体間におけるシステム統一等を検討し、対面、紙、判この習慣も根本から見直すこととされており、そのサービスの要となるマイナンバーカードの普及促進に努めております。

本町におけるマイナンバーカードの交付は、平成28年1月の発行開始から微増で推移しており、今年7月末現在の交付率は約17パーセント、件数にして1,712件となっております。

コンビニエンスストアでの各種証明書の発行サービスについては、担当部署において検討を進めておりましたが、現状といたしましてはシステム導入経費及び運用に係る維持経費に相当の費用を要することなどから、導入を見合わせておりました。ちなみに本

町の昨年度における各種証明書の年間発行枚数は、町民1人当たり約1.2枚であり、全体の発行枚数は約1万4,000枚となります。これに全国の先進導入自治体におけるコンビニエンスストア発行実績割合の約2パーセントで試算しますと、利用見込み枚数は年間約280枚と非常に少ない枚数になると予想されます。

このようなことから、今後の導入につきましても費用対効果を十分精査し、国が進める各種サービス提供の動向を注視しながら、引き続き慎重に検討してまいります。

次、2点目、マイナンバーカードを健康保険証として利用する進捗状況と今後の進め方についてですが、この制度はマイナンバーカードを取得している方がパソコン等から初期設定を完了することで、健康保険証としても利用可能となるサービスであります。また、利用するためには、各医療機関、薬局においてもシステムが導入されていることが前提条件となることから、関係する医療機関、薬局における整備状況等について情報収集を図りながら、町民の皆様に対し広報やホームページ等において周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

4番（大和晴美君）はい、議長。それでは、再質問させていただきます。

大綱1、細目1の9カ所のランデブーポイントには役場駐車場も含まれていると考えますが、40メートル四方の空き地で周囲に15メートル以上の高い建物などの障害物がないという条件を考えると、現在はランデブーポイントとして使えないというふうに思います。将来は役場駐車場をランデブーポイントとする考えはありますか。

総務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。ただいまのご質問ですが、今、大和議員さんがおっしゃるように、現在役場のほうはですね、9カ所の中には登録はしてあるんですが、現在工事中というふうなこともございまして使用できないというふうな状況にされております。今後、庁舎の駐車場の整備等を含めながら、町が指定するものではなくて消防署とかですね、そういうところが現場を見ながら適地はどこかというふうなことで調整をしますので、今後消防署等と協議をしながら調整を図っていきたいというふうに考えております。

4番（大和晴美君）はい、議長。細目2のほうに移ります。県では平成28年から29年度にランデブーポイントの整備を早期に進めるために、改良工事を行う際に1カ所当たり上限500万、看板設置に1カ所上限50万という10分の10の助成をして、多くの自治体が手を挙げたと伺っています。この時期に我が町が看板を設置しなかったのはなぜでしょうか。

総務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。この制度はですね、28年からでしょうかね、制度が始まっております。町としましては、この間、いろんな震災後、復旧復興というふうな事業の中でいろいろな業務を行ってきております。今回、ご質問がありまして、再度県のほうですね、交付要領等を確認しましたら、現在は金額の指定はなく、2分の1補助というふうに切り替わってきております。またですね、うちのほうには2カ所の民間のところも指定しておりまして、民間のところには該当しないと、この補助が該当しないというところも確認しております。そういうふうなこともございますので、まず県の補助というふうなのはあるわけなんですけれども、今年度で終わる予定というふうなのを聞いておりますので、現時点ではですね、この補助を活用しての整備というふうなのはですね、まだちょっと行う余裕がないといえますか、時期的に見合わせたいというふうには考えております。

4番（大和晴美君）はい。ただいま回答ございました。ちょっと私の調べた限りでは、金額指定なしではなく、看板のほう、1カ所上限20万の半分というふうに聞いておりました。民間のランデブーポイント、町内には2カ所あるということですが、2つの中学校もランデブーポイントになっております。各自治体とも学校がなっているというところが多いようですけれども、なのでぜひ安全の面から、そしてランデブー、ドクターヘリの活動を知っていただくためにも、ぜひ他自治体のようにですね、看板を設置していただきたいというふうに思うのですが、先ほど課長からお話しあったように今年度中でその助成が終わるということで、今年度中に看板設置を決定する考えというのはやはりないのでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。前段、担当課長のほうからですね、お答え申し上げ、また私のほうから1回目の質問でお答えをさせていただいたような考えの中ではですね、積極的な看板の活用がなくても、このランデブーポイントの利活用というのは大きな支障というのはないんじゃないかなと。議員ご指摘のいわゆるこういう体制が整っているという、そちらのほうのそのこと自体は大いに周知すべきだというふうに思いますけれどもですね、そのところのどこどこが、あそこがというのは、それは救急車両が119番の通報を受けてその救急患者を一定の見立てをして、判断して、ヘリのほうと連携を取ってという仕組みの中ではですね、そういう実態を踏まえたときに、どこまでそれぞれの9カ所なりのご案内をすべきか否かという部分については、一定程度総合的な判断をせざるを得ないんじゃないかなというふうに思っております。

4番（大和晴美君）はい、議長。近隣自治体を見ますと、近いところでは角田市の小学校ですね。あと、岩沼のグラウンドなど大変立派な看板ができております。私は、ぜひともこの看板を設置していただければ、その効果は十分あるというふうに考えていますが、今の回答ですとちょっとあまり前向きではない回答ですので、どうしても看板設置に時間がかかるというのであれば、細目1のほうに関係しますが、せめてホームページにドクターヘリ運航への協力依頼、または町内のランデブーポイントなどを掲載する考えはないでしょうか。

総務課長（佐藤兵吉君）はい。ただいまのご質問でございますが、この周知の方法につきましては、町長の答弁でもお答えしましたが、28年の新たにですね、これが運航された際に広報に周知を図ったというふうなことで、それ以降ですね、町として取り上げていなかったもんですから、例えば町のホームページとか、あと今後区長会などありますので、直近の区長会で、例えば私、真庭なんですけれども、真庭のグラウンドも指定されているというふうなところもございまして、区長さん方にですね、分かっていたらというふうな形で区長会での説明をしていきたいというふうに考えております。

あと、町以外の例えば互理行政事務組合、こちらのホームページなんかにもドクターヘリのランデブーポイントのPRとか、そういうふうなものも関係機関のほうでやっているというふうなことを付け加えさせていただきたいというふうに思います。

4番（大和晴美君）はい。私もですね、今年初めて互理地区行政組合のほうの議員として参加しまして、本当に直接町内にドクターヘリが飛んできたのはまだ見たことがないんですけれども、思ったよりもですね、本当に毎年運航されているんだなというのを実感いたしました。ぜひ互理町さんでもホームページを見ましたら、防災情報にドクターヘリが載っておりますので、そういうものを参考にしながら早急に載せていただきたいという

ふうに思います。

それでは、大綱2の再質問に移らせていただきます。

細目1、マイナンバーカードの交付率は、7月末現在1,712件との回答でありました。私、窓口のほうで、申請があった分は2,205件というふうに伺ってききましたが、この差し引きの分ですね、493件をどういうふうに理解すればよいのでしょうか。

町民生活課長（武田賢一君）はい、議長。お答えします。

これは国のほうから町のほうに発行された枚数のほうが2,000件ということで、こちらのほうの交付率というのは、実際町民の方に配布した数でございますので、その差ということでご理解いただきたいと思います。

4番（大和晴美君）はい、議長。実際に山元町のほうにカードが来て、町民の方が取りに来ないということもあると思いますので、そういった勸奨といいますか、時間がかかる場合はそういう活動も必要でないかというふうに思います。

コンビニ交付ですが、早朝から夜まで土日祝日に全国の店舗で交付が受けられるため、住民の利便性向上に加えて、窓口業務の負担軽減のメリットというのもあると思いますが、このことも含めても費用対効果が少ないというふうに考えますか。

町民生活課長（武田賢一君）はい。お答えします。

今のご質問でありますけれども、窓口のほうでの交付発行予測件数は町長の答弁で申し上げたとおりでございますので、窓口で発行する件数が予測されるのは枚数が少ないということから、窓口分の軽減負担のほうも図れないというふうに見立てております。以上です。

4番（大和晴美君）はい、議長。マイナンバーカードの普及促進のためには、本日から始まりましたマイナポイント事業がチャンスだと思います。一例を挙げますと、E d yカードは町内のスーパー、ドラッグストア、コンビニで利用することができます。職員の皆様も率先してお使いになられてはと思いますが、町長いかがでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。基本的なですね、流れとしては、高橋真理子議員のICT化なりですね、行政デジタル化という大きな潮流がございますのでね、そういう中で各自治体ともこれに向けては積極的に取り組んでいくべきだろうというふうには思うところではございますが、マイナンバーカードしかりでございますが、いろいろ遺漏というかですね、そういうものがございますのでですね、その辺をスムーズに対応できるようにしていきませんと、なかなか職員といえども取っつきにくいようなところがあるのかなというふうに思います。具体的関係は担当課長のほうで掌握しておりますのでお答えいたしますけれども、なかなかそのポイントをもらうにしてもですね、ちょっとしたハードルがあるんですよね。そういうふうなところもあってですね、進まない。

あるいは、マイナンバーカードにしてもですね、あれは有効期間が5年間、それと暗証番号が付与されますけれども、これまでは少なくとも常時そのカードを使ってというふうな場面が少なかったわけですね。ですから、この前のお一人10万円の定額給付の場合は、窓口に来て肝腎なその暗証番号を思い出せないということになると、これは役所の窓口としてはいかんともしがたい部分ですね。またうちに戻られてという。うちに戻ってもですね、私なども例えば運転免許証の暗証番号すら、あれどこに入れたかなと、保管していたかなというふうなそんな状況もあつたりしますのでですね、一定の頻度がないとなかなか難しい側面がございます。そういう側面はありながらも、一つ

一つクリアしながら、国が言っている集中期間に合わせる必要もございますし、国のほうではまたそのシステムの統一をですね、図る動きもございまして、またそれに向けた新法制定というふうなこともあるわけでございまして、次から次へとですね、システム化が図られる、そしてまた共通の形で、統一した形で進められるというふうなことでございまして、そういう流れに遅れないように町としても対応していかなくちゃないと、基本的な問題認識なり、推進のありようというものは私も十分心得ているつもりでございまして、タイミングを見計らいながらですね、必要な対応をしてみたいというふうに思います。

若干のそのマイナ関係、担当課長のほうから補足をさせていただきたいというふうに思います。

町民生活課長（武田賢一君）はい、議長。まず、マイナポイントの手続のほうの概略になります。マイナポイントをもらうための手続は大きく4段階に手続が分かれておりまして、まず初めにマイナンバーカードを取得するということが第1点になります。第2点目としまして、パソコンもしくはスマートフォンなどのそういった機器を活用しまして、専用のアプリケーションをダウンロードして登録する必要があります。3点目としまして、これはマイナンバーカードを所持している方のキャッシュレス決済、キャッシュカードもしくはスマホを利用したポイントが付与されるキャッシュレス決済のものを1つご準備いただきまして、4点目としまして実際に買い物をする、もしくはポイントとして金額のほうをチャージするといったときに、2万円に対しまして25パーセント、上限5,000円が付与されるといったサービスとなっております。以上です。

4番（大和晴美君）はい、議長。私が先ほど職員の皆様もというふうに申したのは、ちょっと職員さんの取得の状況も聞いてみました。そのお話の中で、今マイナポイントもあって窓口のほうが結構町民の方で混んでいると、そういうお話もあり、何か職員の方がですね、遠慮されている部分もありましたので、ぜひその普及といいますか、安心して皆様が申請できるように職員の方もというふうなお話をさせていただきました。

細目2についてであります。役場窓口にこういったですね、マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになりますという国のパンフレットが置いてありますが、こういったものを全戸配布するなどの積極的な考えはございませんか。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。こちらのリーフレットにつきましては、関係機関のほうから頂いたリーフレットになっていまして、まだ数量的に限られた枚数しかないということがありますので、今後こういったリーフレットの配布につきましては考えていきたいとは思いますが、現在あるもので窓口に置いているという状況にあります。以上でございます。

4番（大和晴美君）はい、議長。このパンフレットなどを見ますと、健康管理のメリットもあるというふうなメリットについても幾つか書かれてありました。マイナンバーカードを健康保険証としてスムーズに利用できるよう、医療機関、薬局でのオンライン資格確認導入ですね。それに対して、町として支援するという考えはないでしょうか。ちょっと勉強したところ、カードリーダーというのは医療機関などに無料提供されるそうなんですけど、資格確認端末の購入など、その他の費用は2分の1の補助ということだそうですけども、間違いないでしょうか。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい。議員おっしゃるとおりで、顔認証システムとか、そういった医

療機関の窓口に設置する機械については無償で貸与するというのと、あとシステム改修については2分の1だということで、国のほうで進めているような内容になっておりますので、こちらはですね、町がどうかというところではございませんので、国の、医療機関のほうで手挙げというところもありますので、そちらの動向を踏まえながら確認をしていきたいと思っております。以上でございます。

4番（大和晴美君）はい、議長。本日、同僚議員から行政のデジタル化の質問もございました。コロナ禍だからこそ多くの方がマイナンバーカードを申請、取得され、そのメリットを実感されることを期待しまして、一般質問を終わります。

議長（岩佐哲也君）4番大和晴美君の質問を終わります。

議長（岩佐哲也君）お諮りします。

本日の会議はこれで延会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

次の会議は明日9月2日水曜日、午前10時開議であります。

午後5時50分 延 会
